

## 寛延三年の「官位御定」をめぐる

橋 本 政 宣

### はじめに

綸言汗の如しとは古来よりいふ慣わされた言葉で、天皇の命令は覆されぬもの、汗の如く一度発すればもとに戻らないもの、とされて来たが、本稿で問題にしようとする、寛延三年の「官位御定」一件は、一度発せられた綸言がその一部ではあるとはいへ、朝幕間の交渉のなかであつさり撤回されたものとして注目されるものである。

この一件は江戸期の勤皇運動の濫觴とされる宝暦事件の関連で人口に膾炙している桃園天皇の在位初世に起つた。すなわち、寛延三年九月廿四日、摂政一条道香の沙汰により、故桜町院の遺詔、幼年の桃園天皇の仰せとして、堂上官位、地下官位、僧侶・社家官位等について種々の「御定」が仰出された。時あたかも故院百日忌の終つたばかりの諒闇中  
のことで、しかも摂家はもとより武家伝奏・議奏にもあらかじめ相談なく、摂政によって突如として仰出されたものであり、極めて大きな問題を含む内容であつたため、朝廷内でも波紋を呼んだのみならず、幕府の忌諱に触れ朝幕間の緊張が深まる恐れが多分にあつたが、女院、摂家、武家伝奏、京都所司代、輪王寺宮などの種々の動きのなかで、この「御定」が発せられてから僅かに三ヶ月後の十二月廿七日、幕府よりの「仰進」によるという理由により、この内最も大きな波紋を呼んだ三つにつ

いては撤回し旧に復することになつた。これがこの顛末であり、綸言汗の如しという言葉が朝廷自らが反古にしたものであつた。綸言の反古といへば、元和以後授けられた五山十刹入院出世等の綸旨がみなその効力の消滅を幕府より宣告され、処分問題にまで発展した紫衣事件がよく知られているが、寛延三年の「官位御定」一件は、一大事件に発展することもなく落着した。この詳細は、この時の武家伝奏の一人広橋兼胤の『公武御用日記』<sup>(1)</sup>に詳しい記載があり、また関連史料も少なくないが、この一件については、この時期の朝廷関係の編年体の史書、柳原紀光の『続史愚抄』にも所見がなく、またこれまで注目されることもなく、従つてその概要さえ全く知られていなかったことである。

こんにち、近世の天皇制については研究者によってその評価は様々であるが、近世に於いて官位の叙任権と曆及び元号の制定権は、形式的ながら天皇のもとに残されていたと見ることは異論がないところであろう。江戸時代の官位の問題について、とくに武家官位などについては、注目もされ研究も深められているが、堂上、地下、僧侶、社家、医者、職人などの官位叙の総体を究明することは殆んどなされてはいない。江戸時代の朝廷の位置づけ、身分秩序の関連からも重要なことであらう。この寛延三年の官位御定一件は、まさに官位の総体にかゝわるものであり、加えて官位授与の主体である朝廷が官位をどのように扱い、どのよ

うに位置づけようとしていたかをも窺わせるものである。本稿では、この一件の全体の把握につとめ、且つこれをめぐる種々の問題について考えてみたい。

### 序 「官位御定」の史料と内容

まず、この一件に関する主要な史料を明らかにしておく、管見に及んだものでは次の通りである。Ⅰ武家伝奏広橋兼胤の『公武御用日記』、Ⅱ広橋兼胤の『八槐御記』<sup>(3)</sup>、Ⅲ藏人左少弁万里小路韶房の『韶房卿記』、Ⅳ前関白一条兼香の『兼香公記』<sup>(4)</sup>、Ⅴ『寛延三年初位并昇進御定』<sup>(5)</sup>（内閣文庫蔵）、Ⅵ『寛延三年官位御定』<sup>(6)</sup>（宮内庁書陵部蔵）、Ⅶ「官位定條々」<sup>(7)</sup>（『京都御所東山御文庫記録』乙七十二）、Ⅷ「宮門跡方被仰渡趣其外諸家官位昇進之事等」<sup>(8)</sup>（陽明文庫蔵）、Ⅷ御定<sup>(9)</sup>（寛延、寛政、文化、延享）<sup>(9)</sup>（同蔵）、Ⅹ「諸布告写」<sup>(10)</sup>（同蔵）、Ⅺ「元文已後堂上地下杜司僧侶等官位御定之条々写」<sup>(11)</sup>（同蔵）、Ⅻ三上景文撰『地下家伝』附録。この内、ⅧⅩⅪは、時に左大臣の任にあった近衛内前の職務に関連して伝来したもの、他も武家伝奏、藏人などの職務上、或いはそれとの関連で伝えられたもの、ようである。そしてそうである以上、諸書の記載はほとんど一致していて然るべきであるが、実際はそうではなく、ものによっては御定の記載にかなりの異同が存する。これはどうしたことであろう。このことを考える上で、『二条家番所日記』寛延三年九月廿六日条の記載は注目される。

（内前）近衛様江御使、（準人正）時節御口上、一昨日於宮中撰政様<sup>(12)</sup>被仰伝候御書付有之候、然ル処、撰政様諸大夫<sup>(13)</sup>兩貫首被申渡候由ニ而伝達之書付、御覽被成候処、相違御座候、如何思召候哉、其御所様御了簡被聞召度思召候、撰政様江御尋も被遊間鋪哉、旁被仰入候由也、取次<sup>(14)</sup>（（兼知）近衛家諸大夫）御返答、御相応、一昨日撰政様被仰談候趣、難波讀岐守兩貫首被召書付ヲ以被申渡候御書付、相違有之ニ付、御不

審御尤思召候、併兩貫首も被差出候書付ハ、表向一通りと思召候、撰政様被仰談候御口カラ之儀ヲ、左府公<sup>(15)</sup>・左大将様御書留メ之儀故、事委ク御座候間、相違之品可有之事と思召候、左様ニ思可被進候由也、

九月廿四日に宮中に於て右大臣二条宗基が撰政一条道香より言渡された書付と、その後一条家諸大夫より兩貫首から申渡されたとして伝達して来た書付とが、内容相違するところがあり、二条家ではこれを不審に思い、使者を以て近衛家に問合せたところ、この相違は兩貫首よりの書付が「表向一通り」の記載で、他方は撰政より口伝えの仰せをそのまま、近衛内前や九条尚実が書留めたので事委しくなっているためである、としている。このことをⅠⅩⅪにあてはめて検討してみると、細部に於ては一致しないところも若干は存するが、大筋において二つに分類することが出来る。すなわち、Ⅳ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅷ、Ⅹ、となり、前者が撰政言渡の際に口づからのことも書込まれた書付、後者が藏人所から伝えられ書付に比定することができるようである。またこれまでこれらの御定の理解を厄介にしていたことがいまいつある。それは、御定の全てが九月廿四日に一度に仰出されたのではなく、対象者にも個別に伝えられたということである。

廿四日は、かねてより日程に上っていた官位御沙汰の日であった。堂上の任官は、前参議東坊城長誠（任式部権大輔）など六名、叙位は参議正親町実連（叙従三位）など五名、地下では五名の叙任、僧侶一名の叙任、社家二人の叙位、医者一人の叙位が宣下された<sup>(13)</sup>。この席上で「御定」は撰政より示された。同日、両武家伝奏、議奏五人にもこの御定が撰政より言渡された。武家伝奏広橋兼胤の日記するところによれば、その内容は次の四点であった。(1)先達て近衛中少将等の員数が定められた<sup>(14)</sup>、侍従の員数をも定むべき故院(桜町天皇)の思召であったが、讓位前の時

期で繁用中のため延引となり、去冬より当春に至り頻りに思召を企てられるところがあったが崩御された。この思召を撰政は承っていたので、今日主上に奏上し仰せをうけ、侍従の員数を廿人とする。いま侍従は廿四人であるので、四人は他官へ移すこと。(2)左右近衛府生の員数を定め、両大将の判授とすることも故院の思召があった、そこで今日両大将(九条尚実・久我通元)に申渡し、これより大将の判授とすること。

(3)地下輩の諸司・諸大夫・坊官等の官位も、故院思召あり制法を定置かれていたので、これは両頭へ仰渡した。その書付は両頭より披見すべきこと。(4)官方附弟相統等に際して天皇の養子や猶子となることを奏請しても、皇子降誕あるまでは決して成り難いこと。これまた故院の思召であつたということ。以上のうち、(2)(3)の具体的なことは記されていず、多分撰政の口頭の仰せでは、大凡のことが示されたのみであつたようである。なお後に大きな問題になる社家停官等のことは示されていない。このように、このとき伝奏、議奏には示されなかつた「御定」もあり、廿五日以降に仰出された「御定」もあつた。しかしこれらは一連のものであるので、総体としてとらえ寛延三年の官位御定と称することにしたい。それでは具体的にどのようなものであつたか。先に掲げた史料Ⅰ、Ⅱ所引の「御定」書付を整理すると、次のようになる。

(1)宮門跡附弟相統に関する規定

天皇の養子や猶子になつた上での入寺は、天皇幼少であるにつき取罷め。もし附弟相統のことあれば、まず僧官を申請け、天皇成人後に養子、猶子等のことを奏請し、親王宣下を受けるべきこと。  
(2)堂上の官位昇進規定<sup>(15)</sup>

(ア)清花は上階(従三位)までは連年申文を出して良いが、それ以後の昇進は旧例に従うこと、大將は四十歳前後然るべきこと、任槐(内大臣)は四十歳以上のこと、左右大臣は闕員の状況に従うべきこと。(イ)

旧家の然るべき家々<sup>(16)</sup>は、上階まで中置一年とし、それ以後の昇進は旧例に従うこと。(ウ)旧家の人々は、上階まで中置二年とし、それ以後の昇進は旧例に従うこと。(エ)新家の人々は、慶長年間までに起家の新家は上階まで中置三年、侍従は可。元和以後の新家は中置三年、上階は中四年、侍従は不可。少將は従四位上のものち正四位下を申す頃任官。中將は正四位下のものち上階の前年頃任官。甚しい新家は、中少將の任官は不可。(オ)参議以上権大納言までの任官は、別帳の趣により取計らうべきこと。(カ)大中納言・参議任官の家例のない輩は任官不可。暫時任官のことはその時宜によること。

(3)地下官人の官位規定<sup>(18)</sup>

(ア)兩局の大外記・官務は、初叙従五位下、正四位上まで昇進、中置五年。(イ)兩局下席の外記・史は、初叙正六位下。権少外記は少外記に転じて叙爵(従五位下)。史は大史に転じて叙爵。四十歳以上。従五位上は六十歳以上。正五位下は非常の例で妄りに申すこと不可。(ウ)同下役の史生は、叙爵六十歳以上。加級(陞位)は申すこと不可。(エ)官掌は、正六位上まで申し、爵は老年に及ぶとも申すこと不可。(オ)史生下役の召使は、正七位下より申し、正六位上は申すこと不可。(カ)左右馬寮、掃部寮、造酒司、大膳職、大舍人寮、内舍人 正六位上迄申し、爵は不可。(キ)内堅、兵庫寮、主殿寮<sup>(規定内容省略)</sup>。(ク)内蔵寮史生、大蔵省史生、贊者。(ク)衛士。(コ)陣官人。(カ)出納。(シ)小舍人。(ソ)図書寮。(セ)行事務所、主水司。(ソ)内蔵寮官人、同史生。(ソ)南座、戸屋主、修理職。そして最後に、各兼官を申すこと不可。五位以前に国守を申上ぐこと不可。例無き願の分は兩局・出納にてまず差留め然るべきこと等を規定。

(4)検非違使、楽人等の官位規定

(ア)検非違使<sup>(規定内容省略)</sup>。(イ)御隨身。(ウ)滝口。(エ)楽人。(オ)上北面。(カ)

下北面

(5) 医師等の官位規定

(ア) 医師(規定内容省略以下同)

厨子所預、同小預

(6) 諸大夫の官位規定

(ア) 撰家・親王家 譜代七代も相続の旧家は、九歳より叙爵。上階は七十歳以上、中置十年。但し臨時の取扱。新家並に二三代相続の家でも取立家筋は、まず六位侍となり、改めて諸大夫官位の申文を出すこと。上階は八十歳以上、中置十五年。但し非常の例、臨時の取扱。

近年妄りに取立てあるにつき、まず分に随い六位侍に取立てるべきこと。

(イ) 法親王・門跡方の諸大夫は如何、妄りに置くことは無用のこと、承仕、候人にて相済むべきこと。撰家門跡は諸大夫と称し付置くとともに、寺用の節は呼名を称すべきこと。

(ウ) 清華 中置は六年。初叙は従六位上。妄りに取立て無用のこと。旧号を以て取立てらるべきこと。

(エ) 中院、三条西 中置は七年。初叙は従六位下。妄りに取立て無用のこと。正四位下は申すこと不可。

(7) 門跡方坊官の僧位規定<sup>21)</sup>

(ア) 法橋 旧家は先達ての御定の通り、新家はこれより怖り申すこと。妄りに取立て無用のこと。

(イ) 法印 旧家は申すこと可。新家・取立は怖り申すこと、但し非常の例。

(ウ) 坊官共は、表立つ書付には僧位のみとし、呼名を書付くべからざること。

(エ) 蓮華光院・両本願寺に おいては、法印を妄りに申すこと不可、法橋も怖り申すこと。

(8) 侍従、左右近衛府生の員数規定

(ア) 侍従の員数は二十人のこと。

(イ) 左右近衛府生の員数は各六人のこと。

(9) 判授の規定

(ア) 史生・官掌は一上の判授のこと。  
(イ) 左右近衛府生は両大将の判授のこと。

(10) 坊官の大紋指貫着用無用の規定

(ア) 法眼坊官の大紋指貫着用は停止のこと。<sup>24)</sup>  
(イ) 大覚寺・三宝院等の坊官は永宣旨によるにつき、法印といえども着用無用のこと。

(ウ) 両本願寺坊官は、法印といえども着用無用のこと。

(11) 石清水社以下社家の官職停止の規定

(12) 両本願寺、興正寺、仏光寺の坊官を候人と称すべきの規定

撰政から申渡の時期は、(1)が九月廿四日、(9)が廿五日、(10)(11)が廿六日、(12)が十月となっている。<sup>25)</sup>そして(2)~(9)については、書出し部分ないしは奥に、桜町院の遺詔の旨が記されており、ことに(3)~(7)については御定の時期をも明記してある。すなわち(3)~(5)は「寛延二年十月十八日、御沙汰有之、未被 仰出」、(6)には「右、寛延三年正月九日、於洞中御沙汰、未被 仰出」、(7)には「右、桜町院御在世之中、去正月御治定、仍申渡也」とある。これに対し、(10)~(12)は故院御定の記載はなく、しかも(10)(12)は、書止めが「被 仰出云々」とあり、伝聞形式がとられていることも他と相違する。

### 一 官位御定の申渡

#### (1) 官位御定の一般的背景

有職において節会・官奏・叙位・除目は四ヶの大事と号し、撰家においても代々の口決を相伝し家業として来た重事であるが、官位は広く近世社会においても大きな意味をもって存続した。そして寛延三年に至るまでもいくつかの官位に関する規定が出されている。慶長二十年の「禁中竝公家諸法度」にもいくつかの条文が見られる。その第十條には「一、

諸家昇進之次第、其家々守旧例、可申上」とある如く、官位昇進は申請により旧例に従い、撰家による官位勅問など諸吟味、手続きを経て勅許された。これに直接関ったのは関白、武家伝奏、藏人であるが、その職務権限についても、第十一条の「一、関白、伝奏并奉行職事等申渡儀、堂上・地下之輩に相背者、可為流罪事」という条文によって幕府よりも保証されていた。朝廷において官位任叙の実務上のいくつかの規定がなされているが、極く初期の纏ったものとしては、寛文八年三月十八日の「官位申條目之事」がある。<sup>26)</sup>

堂上・地下・社家・沙門・医師・諸職人の分野にわたり官位任叙の手続き、基準を五ヶ条にわたり規定したもので、これ以後はこれを基本に細分化された規定が出されていくことになる。宝永三年には、堂上に対して幕府から五ヶ条にわたる制規が示されているが、その内の二ヶ条は官位に関するもので、(1)諸家官位勅許の儀は御吟味の上なされることにつき、競望あるべからざること。(2)撰家、官方以下執奏の儀は、関白・両伝奏へ達した上で奏聞あるべきこと。付けたり、寺社方官位、諸職人受領等に至るまで、新規の儀は猥りに沙汰あるべからざること。というものであった。なお、(1)は家例により申文を差出すべきことを示すものである。この幕府の堂上に対する制規は、当時の公家衆の日記にも「抑今夜之自関東触趣、生来不聞珍事也、此以後御沙汰如何々々」とある如く、<sup>28)</sup>堂上の不評をかうものであったが、幕府は正徳四年十月廿八日にもこの五ヶ条に若干字句を訂正した制規を堂上に示しており、幕府にとってもまた、(1)官位における関白及び武家伝奏の権限 (2)旧例が叙任の基準、という点を規定することを重要と見做し、これを通し統制をはかるうとしたことが窺われるのである。しかし、その後も幾度となく個々の規定がなされていくのは、実は(2)に問題を含んでいたといえよう。

それでは、武家伝奏は官位の任叙にどのように関ったのであろうか。

具体的に検出してみよう。例えば、『通兄公記』寛保元年十一月廿七日条に、

惣地下及僧侶申官位者、本人先覽小折紙於武家伝奏、其後附職事、々々又内覽之、且覽武家伝奏之後、付議奏披露之、

とあり、堂上以外の官位申文は、本人からまず武家伝奏に差出し、その後職事に付し、職事より関白の許に届けられ内覽を経た上で、議奏に付して天皇に披露するという手続きであった。なお、こゝには内覽の後に「且覽武家伝奏之後」とあり、この記載からすれば、関白の内覽後に一度武家伝奏の確認を得た上で披露されることになっていた如くであるが、一般的にはどうであったか。当時の日記の記載にはあまり表われて来ないから、さして問題がなければ、この部分は省略されたのかもしれない。ともあれ最初に武家伝奏の披見に入れることは不可欠なことであり、これを「内見」といったことは、『韶房卿記』寛延三年四月一日条に、

武伝両卿、大炊御門家諸大夫・東本願寺末寺権律師等小折紙、令内見、無子細、(中略)今日官位小折紙披露、撰政殿、大炊御門家諸大夫・東本願寺末寺権律師等小折紙入内覽、次令披露云々、留書記送議奏、

とあって明らかであり、しかも武家伝奏両人の内見を得なければならなかったことが知られる。武家伝奏の内見、更に関白(或いは撰政)の内覽を経て初めて職事より議奏を通し披露の手続きがとられたわけである。

小折紙(申文)を差出す際には、例書が付されたが、堂上の場合の家格によって官位昇進の方向・速度が決っていたから、その家の旧例に添って年齢・中置により、官職については欠員の具合を勘案しながら小折紙を職事に差出し、内覽を経て披露された。旧例にもいくつかの段階があり、自家の先例である「家例」、同等の人の例を借りる「勘例」、一二

等上の所の例を借りる「傍例」があり、競望の場合は家例、勳例、傍例の順で選考の参考にされた。<sup>(30)</sup> 例書についての具体的な例を掲げると、例えは『通兄公記』寛延二年正月廿五日条には、

辰祥朝臣叙正四位下、五十六歳、中六年去廿一日附小折紙於頭中将実連朝臣、(正親町)

相副例書、其例大炊御門家諸大夫藤原正春、享保廿年八月廿八日叙

從四位上、六十二歳、寛保二年四月廿八日叙正四位下、六十九歳、下六年之例也、然

処頭中将被示告、可注進相当辰祥年齡之例之旨、仍再檢近例之処、

於年齒者雖有可准抛之例、皆中七年已上也、広幡家諸大夫源治時、(高津)

經中六年雖叙正下四位、齡七十有余、因茲醍醐家諸大夫藤原時芳例、(高津)

享保八年二月十三日叙從四位上、四十七歳、享保十六年十月七日叙正四位下、五十五歳、中七年、時芳雖中七年、為年齒之准例加之、附頭中将了、

今日任申被許、畏悦不少矣、

とある。久我通兄は久我家諸大夫森辰祥(寛保二年七月一日叙從四位上、四十七歳、四十九歳)申正四位下の

小折紙(五十六歳、中六年)を頭中将まで出したところ、例書は六十九歳のものであ

ったため、頭中将より辰祥の年齡に相当する例を注進すべき旨を伝えら

れ、近例を検討して出し直している。年齡は准抛すべき例はあるが、皆

中置七年以上であるため、苦慮のすえ醍醐家諸大夫高津時芳の例を引出

し、年齡は五十五歳であるが中置七年であるから相当するとして注進

し、勅許を得たというのである。苦慮の末の成果であり、まさに「畏悦

不少矣」というものであったろう。

このように、自らに最も有利な事例を以て小折紙を差出す。これが互いに繰り返されていくとすれば、いわゆる旧例も変化を余儀なくされることになる。こゝに寛文八年の条目に加えて、更にいくつかの細部規定なり、改正なりが加えられていく一般的な背景があったといえよう。門跡寺院の院家坊官の僧位・僧官規定などはそのよい例であろう。表Ⅰの院家についていえば、①では僧都までの規定しか無いが、②には権僧正の規定がなされ、年齡四十歳以上とされ、更に③では年齡三十歳に引

下げられ、⑥では戒禿の年齡規定が加えられている。年代を経るに従って規定が細かくなっていることがよく知られ、僧官からすれば、格が下がっているといえよう。何とかして都合のよい旧例を捜し出し、少しでも上級の僧位僧官に就きたいという、院家・坊官による競望がこのような規定を生じさせていったと考えてよいであろう。

社家についても同様である。梅宮社洞官橋本経亮の『橋本自語』<sup>(31)</sup>にも、「京都の鴨以下の大社の社司のともがら、位階を申せしこと、明暦の比まではおほく初爵のみ、あるひは邂逅に加級せしばかりなりしが、明暦の比さた有てよりこのかた、いにしへ行幸、御幸、又御祈の賞などに、きよよばざるやうに、位階昇進することになりしうへ、上階もこゝかしこにいたり」とあるように、伊勢、賀茂、松尾などの社家のうちで從三位以上に叙せられる者が多くなり、公卿人数のなかで社家の占める割合が高くなるのも、江戸期の一つの特色であろう。表Ⅱはそのことを示すもので、非参議の位階も時代が下がるに従って高くなる傾向にあることが知られるであろう。以上の背景を含まえ、次に寛延三年の官位御定の種々相をみていくことにしよう。

## (2) 御定の申渡と幕府への通達

九月廿四日の申渡の具体的な状況は、時に藏人左少弁の任にあった方里小路韶房の『韶房卿記』に詳しい。

撰政殿兩頭以下被命々々、注左、地下之輩・諸大夫等召寄可申渡、尤武家伝奏・議奏江も此旨可申入旨云々、則兩頭・武伝・議奏等江被申入、兩局、出納、檢非違使・御隨身・下北面・滝口・医師等第一、諸家諸大夫、非藏人口召寄、戊半刻計各来集、兩頭以下申渡、其余明日兩頭里亭召寄申渡云々、

とあり、この次に御定の条々を記載している。前掲の御定のうち(3)~(8)である。撰政は兩頭以下職事に仰せを伝え、職事より武家伝奏・議奏に

表Ⅰ 院家・坊官の僧位僧官規定

年 紀	規 定	内 容	出 典
①慶長20年7月	禁中並公家諸法度	院家は僧都(大、正、少、権)、律師、法印、法眼を先例に任せ任叙のこと。	『徳川禁令考』
②寛文8年3月18日	官位申条目之事	院家の任権僧正は年齢四十歳以上。子細あれば未滿にても可。	『当時官位条目』 (内閣文庫蔵)
③享保4年7月5日	御定	身元院家の権僧正は三十歳以上、正僧正は四十歳以上、大僧正は五十歳以上。准院家・都鄙僧侶は身元院家に准じ相応におめること。	史料Ⅹ
④享保7年8月3日	御定	旧家坊官の法印は四十歳以上。中置未滿は不可。新家取立坊官はこれよりおめること。輪門執奏は格別のこと。	史料Ⅹ
⑤元文3年3月17日	御定	院家の権僧正は三十歳以上、正僧正は四十歳以上、大僧正は五十歳以上。享保四年の定を守るべきこと。准院家・都鄙僧侶は右の昇進より斟酌すべきこと。但し子細あれば格別のこと。坊官の法印は享保七年の定に任せ四十歳以上のこと。	史料Ⅹ
⑥元文4年冬	御定	院家の権僧正は三十歳以上・戒蘊二十年。僧正は四十歳以上・戒蘊三十年。大僧正は五十歳以上・戒蘊四十年。	史料Ⅹ
⑦元文4年10月4日	御定	坊官の法橋は十五歳以上、法眼は二十五歳以上・中置七年、法印は四十歳以上・中置七年。	史料Ⅹ

表Ⅱ 江戸時代の公卿人数(『公卿補任』より、年紀は即位の年など。)

年 紀	総 数	現 任	前 官	非参議	非 参 議 位 階				非参議 の中社 家分
					正 2	従 2	正 3	従 3	
元 和 6 (1620)	39	30	5	4	1		1	2	0
寛 文 3 (1663)	86	33	33	20		1	8	11	0
貞 享 4 (1687)	99	38	31	30	1	1		28	7
宝 永 7 (1710)	120	34	34	52		2	19	31	15
享 保 20 (1735)	120	37	42	41		2	13	26	14
寛 延 3 (1750)	115	35	27	53		4	19	30	15
宝 暦 13 (1763)	119	37	34	48		3	18	27	16
明 和 8 (1771)	138	38	43	57	2	5	23	27	25
安 永 9 (1780)	153	35	51	67	3	7	26	31	21
文 化 14 (1817)	159	41	37	71	2	3	48	18	23
弘 化 4 (1847)	149	38	13	98	1	6	60	31	27
慶 応 2 (1866)	138	35	15	87		7	44	36	35

御定書付を伝えさせ、兩局以下にもその日の内に申渡を行わせている。職事が兩局・出納及び檢非違使等の第一の者を非藏人口に召寄せ申渡したのは、すでに夜の八時過ぎのことであった。その他は明日兩頭の自前で申渡すとあるから、堂上に関する(2)などは二十五日に申渡されたのであろう。いずれにせよ、この御定は電光石火の如く申渡されたといえよう。前述の如く、兼胤は撰政より口頭で伝えられたことを『公武御用日記』に記し、四点の内容を略記し、最後に兩人・議奏等一統これを承ると記すのみで、御定の条文の記載などないが、兼胤のもう一つの日記『八槐御記』には詳しい記載が見える。(3)~(8)の全文を登載しているのみならず、予めこれを承っていたれば所存を申すべきことも数多くあったが、既に奏聞をも得、左大臣以下に告げ、職事にも仰せすみであったので、「不及左右承諾了」と記している。これが偽らざる心境であったろう。しかし、このみであればどうということもなかったであろうが、翌々日になり、頭中将油小路隆義より、輪門坊官・諸大夫に関する官位規定、すなわち(6)及び(7)について武家伝奏として輪門に伝達すべく伝えて来た際に、(1)の社家停官のことを知らされ、武家伝奏として黙視し難いことになる。具体的には、石清水八幡宮神主光徳の大藏権少輔、檢知豊高の和泉守の官職停止を下知すべしというものであった。驚いた兼胤はその子細を尋ねると、隆義の云うには、諸社の祠官は伊勢神宮の如く一等に任官を停むこと、去る廿四日に桜町院遺定の由を撰政より仰せがあり、両頭より諸社祠官停任のことを伝えるようにとの仰せであるという。翌日、兼胤は同役の柳原光綱と示合せて撰政に面謁し、申して云うに、「諸社祠官停任之由、此事非輕易之儀、縱雖非道理、任官經數代候事、予無其沙汰、去廿四日被仰出候、是者天下之法令一朝之新制、先當時大樹可被仰合事歟、雖然既露見之儀、今更不述所存候、如何之子細候哉、尋申」すと。撰政の答えは、「近代任官雖流例、不協古法、可為社

職位階之処、自大治比遯遁有任官輩、及乱世或兼上北面、任官之輩混雜至近代如定儀、雖理運連綿、依朝廷之衰微始之例如何之由、桜町院有観念、諸社一等可被停任之処、未被仰定之間崩御、撰政存知此観念、以其趣、去廿四日經奏聞被仰職事」というものであった。「輕忽之拳動、柳原大納言・予俱無言」と兼胤が云うように、啞然とさせる内容であった。しかし氣をとり直した兩伝奏は、事後といえども將軍へ仰遣すことなくば、「難波」を招くことにならう旨を述べると、撰政はそれでは早く仰せ遣すべし、ということなので、承知の旨を申して引退いたと記している。撰政の極めて素直な了解に思うところ少なからざるものがあつたようで、引続いて次の如く記している。

情思、一朝之制度輕易之露見、撰政之料理頗奇恠也、曩昔之儀任他大治已來經數代任官之処、以短慮淺見、重事被宣下之事、甚不可然、廻千慮服人心之上、可被沙汰儀也、桜町院御在世中雖有観念、未被仰定者、有御猶豫御思惟歟、縱雖決定之儀、當時暫可有勘酌也、復辟之後、主上知食萬機之時、被制之何有遲哉、桜町院崩給、当今幼穉、臣庶、冷膽苦胸安危相恐時也、人可相頑豫有議者、當時暫雖可支申、昨日始聞之、已露頭之後也、何条及所存乎、無益也、雖少事豫奉其趣議可否、予所掌也、於此事深被隱密、可謂無念、只可違神慮背人意歟、恐往々更無安心者也、

武家伝奏としての苦悩がよく窺える。この度の撰政の処置は頗る「奇恠」であり、社家の任官のことは大治(一一三六)以来數代を経ているものを、「短慮淺見」を以て重事を宣下されることは、「甚不可然」ことであり、「千慮」を廻らすべきであったというのであり、この度の処置は、短慮、淺見、輕忽というのが兼胤の評価であった。桜町院在世中に観念ありながら未だ仰定がなかったのは、恐らく猶予する桜町上皇の思惟があつたからであらうとの見方をしていて、兼胤も撰政のいうところをその



まゝ認めていないようでもある。「未被仰定者」という記載も、先に触れた御定書付の奥などに書かれている「未被仰出」という記載とかなり隔りのある意味にも理解される。兼胤としては、たとえ決定していたとしても、暫し斟酌あるべきことで、桃園天皇が知食万機の時に制しても遅くなかったのではないか、というのが撰政の説明を聴いての判断であった。それだけに予め議すことあれば防げたが、すでに沙汰後のことで、深く隠密にして知らされなかったことはたしかに無念以外の何物でもなかったであろう。と同時に、少事といえども予め相談に預り可否を決定するのが職掌であり、武家伝奏としての責任を痛感させるものがあつたのであろう。それは「只可違神慮背人意敷、恐往々更無安心者也」という言葉の中に込められているように思われる。撰政に対する侮蔑にも近い感情、事前に防止できなかったことの無念、武家伝奏としての自覚と責任、これらの入り混じった心情が切々と伝わってくる。蓋し名文といえよう。ところで、このような記載は『公武御用日記』の方には全くなく、兼胤が頭中将より諸社祠官停止のことを初めて聞いたのは、『八槐御記』には廿六日のこととして、『公武御用日記』の廿六日にはこれに触れず、撰政に事情を聞いた廿七日のこととして、同役の光綱の日記がどうなっているかが注目されるのであるが、光綱は兼胤が武家伝奏に補される頃から体調を崩しており、そのため半年以上にわたり日記がない。従って光綱からの状況は把握できないが、或いは光綱が初めて聞いたのが廿七日であり、また兩人が撰政から事情を聞いたのが廿七日であったためか、ともかくも「兩人承候者昨日之儀」ということで、武家伝奏としての、兼胤の言葉を借りれば「廻千慮」しての行動を翌廿八日から始め、兩人は京都所司代松平豊後守資訓の役宅に赴き、諸社祠官停任のことを伝奏一存として所司代に申入れている<sup>32</sup>。

すなわち、近代社家の輩は任官流例のことであるが、古代は位階ばか

りであり、桜町院在世中に吟味・治定があつたので今度仰出された旨を説明し、「諸社之儀」であり「及天下候儀」であるので、宜しく関東へも沙汰あるべきことを申入れ、併せて武家伝奏が承つたのも昨日のこと、兼ては風説さえ無かつた旨を伝えた。翌日、所司代より禁裏附口上を以て、昨日申達のあつた諸社祠官停任のことは、輕易のことではなく天下に及ぶ儀であり、このような儀を所司代が在京しながら先ず関東に申上げないこと甚だ迷惑であり、此度の儀は武家伝奏にも事前に知らされず仰出後に知つたことであるが、以後はこの様な重事は事前に承知したい旨を示される。また幕府へ申達のため、昨日の伝奏より所司代へ口上の趣を書付けにして出すことを求められ、差出している。この所司代よりの口上の趣は、九月三十日に伝奏へ差越分として、十月六日に書付にして禁裏附より届けられる。この方は口上段階の内容より少し強い調子になっている。幕府にて様子により「御触」等も無くては叶わないこともある筈であり、何れにても議定なき以前に幕府への「御内意」なり、所司代への「示談」があるべきであつたのに、この度そのこと無く、「何共関東之御沙汰も如何と存候」と強調し、以後はこの様なことにならないよう事前協議をなすべきこととしている。そこで両伝奏は、翌々日八日、三十日に即刻遣した分として、所司代へ「委細致承知候事」の返書を出している。但し、その中で、所司代書状に、関東へ仰進めた上で仰出らるべきことを所司代の方から伝奏に示した如く書かれているのは如何とし、それは廿八日に所司代に申達した時に伝奏の方より申したことで、しかも所司代は「指而関東御かまひも有ましき由、軽き返答」であり、これでは「文言始末不相揃、齟齬」するので、当方より返答の書付には此方より申入れた趣に書改めておいたので、この旨を宜しく所司代に演説あるよう禁裏附に申含めている。

## 二 桜町院遺詔と官位御定

### (1) 女院の不審と勅問衆群議

この御定は当初より多くの波紋を呼んだ。これに対する不審は朝廷内から、それも女院<sup>33</sup>から発せられたところに、この御定の奇妙な一面が象徴されている。御定が仰出されてから丁度一週間後の十月一日、両武家伝奏は召により女院御所に参候し、宣旨局から女院の思召を伝えられている。その趣は、今度諸社祠官停任の由で、桜町院遺定の由であるが、「常々専仁恵 叙慮」からいって「符合」しなく、撰政の計いは「甚不審」であり、兩人は予め存知のことであったのか、天下に及ぶ重事で幕府の所意を問うべきことであるが、その様なことが無かったのか、彼は委しく申上げよ、というものであった。兩人は、事前に聞かされていなかったこと、従って関東への沙汰も無かったこと、事後ではあるが所司代まで申達したことを返答している。翌々日の三日、今度は右大臣二条宗基及び左大将九条尚実より女院の場合と同様な質問を受け、兩人より同様の返答をしたところ、宗基・尚実より「段々不審之儀」あるにつき撰政へ尋ね問うべきことを求められる。宗基等が「甚不同意」であるとし、撰政の返答を求めた点は次の三点である。(1)廿四日の宣下というが、その日備前一宮社司を任官させることを撰政が申し、その例なきにつき位階ばかり宣下するのが然るべしと左大臣近衛内前が異論を唱え、位階ばかり宣下となった経緯があり、「甚不都合」であること。(2)撰政が遺詔を承っていないながら、去る七月十日に吉田執奏の社家四人を任官させたのは「如何」なことか。(3)入道親王家の諸大夫の官位を停めることは「如何」なことか。これは「桜町院思召妄無用」とある由で、「科人」の如く官位を停めることは、この思召と「齟齬」することである。以上三点につき撰政の返答を求めるといふものであった。

では、宗基等の主張するところの事実はどうであったろうか。(1)の備前一宮社司というのは、吉備津神社々務の大守隆寛(二十七歳)のこと<sup>34</sup>で、『韶房卿記』によれば、彼は吉田家執奏により傍例を以て従五位下・受領を願ひ、小折紙等は九月廿日に撰政の内覧に入れられ、支障なしとされた。しかし撰政は念のためか、或は疑問に思われたためか、蔵人韶房をして備前一宮社務に位階の例があるかどうかを吟味させている。韶房が吉田兼雄に問合せると、兼雄の返答は、隆寛の父は元禄年中に正六位下を願っているが官は願っていないため、この度叙爵・受領を達て願うべく傍例を以て願ったもので、近年多く従五位下を申望むので、隆寛に於ても何卒五位の宣下を蒙るよう願いたいとし、更に先に注進した傍例の補強のため他国の一宮社務の例両通を韶房に書送っている。その結果は、同記の九月廿四日条に「官不許、社務先例六位之処、此度達而願申之間、以他之一宮例五位宣下候事」と記してある。父は六位なので家用を以て、傍例を以て五位を申すという。この吉田の主張は勝手な論理であり、強引な主張というべきであろう。しかし撰政としてはこれを内覧段階で退けず、内前より異論が出されることになったことが知られるのである。(2)にいう社家四人任官のことは、『兼香公記』七月十一日条に昨日勅許の分として十二名列挙している中に見え、

正六位下和泉守 能州 神明神主 藤吉則四十三歳  
正六位下石見守 筑前 八幡大宮司 清峯英卅五歳  
従五位下山城守 賀州 味知神社神主 源正弼廿五歳  
正六位下大隅守 安芸国 大藏大明神神主 藤伴久十九歳

この四人であったことが確認できる。(3)の主張もまた当然のことで、「妄無用」ということ、これが科人の如く停官として良いということにならないことはいうまでもない。

当時、官位の勅問は、官位御沙汰といわれ、勅問衆の参集のもとに、

一定の期間を置いて行われている。<sup>(35)</sup> 改元等においての勅問は関白以下大臣、及び前官の大臣もこれに預る例のようであるが、<sup>(36)</sup> 官位の勅問は関白(撰政)以下大臣に限られ、しかも撰家以外は現任の大臣でも勅問衆に加えられるとは限らず、撰家は権大納言段階でも一定の年齢に達すれば特例により加えられたようである。<sup>(38)</sup>

寛延三年当時の勅問衆は、太政大臣一条兼香、撰政一条道香、左大臣近衛内前、右大臣二条宗基、権大納言九条尚実であり、廿四日の官位御沙汰に預ったのは兼香を除く四人であった。宗基等の主張はこの時の状況を踏まえてのもので、しかも理に叶った主張であったから、充分に重みのあるものであった。

それより二日後の十月五日、武家伝奏・議奏は召により女院御所に参候し、宣旨・小督両局より女院思召を伝えられ、群議の上で明らかにするよう命じられる。思召の要点は多岐に亘るが、つまところは、(1) 社家停任は全国にかゝること、社家の難儀気の毒であり、故院在世中さえ急がれなかったことの諒闇中の仰出は、常の故院思召とは相違し不審であり、何時頃撰政に仰せがあったのか。(2) 中御門院崩御の節、故院はすでに成人していたが、「新法成事」はしないとの度々の仰せもあり、ましていま幼主でもあり、何事も「有来候通」りたるべきこと。(3) 先達て官位の事につき撰政より窺い度き旨の再三の申入れがあったが、普通の事と解し「宜被相計候様」にとしたとはいえ、今度の事は諸国に懸ること、しかも故院御定の諒闇中の仰出であり、主上成長の暁に如何に思召されるか、「朝廷之御為」に却って気の毒なこと。(4) この儀は主上成長後まで差止めなき思召であること。(5) これほどの重事を一度仰出し、今更軽々しく改めることは成り難いことでもあろうが、撰政宜しく取計らい改めることはならないか、左府・右府・左大将熟談のうえ改めるように致したい。以上の通りであった。女院の意嚮は、(4)にあり、(5)を通

してこれを決定せよというものであった。なお、(3)は女院が「不依何事公務之事」は窺うべからざる思召を諸臣に示したとことと関連するのである。<sup>(39)</sup> 『通兄公記』寛延三年六月十九日条に關連記事がある。

武家伝奏はこの女院思召を請け、勅問衆に伝えた。太政大臣は「此儀ハ一向官位之沙汰、凡官位とも女院不預」として取合わなく、<sup>(40)</sup> 撰政は事情は追て返答するとし、左府も群議にて所存を申すことを了解したが、右府と左大将はこれまでの経緯から群議辞退を返答している。右府の申分は次の通りであった。廿四日に御定のことを示された際、諒闇中でもあり先ず来年四月まで延引し、それまでに各々熟談しその上にて仰出さるべき旨を主張したところ、撰政は、そのように遅延すれば故院思召自体を疑われるので一刻も早く仰出するのである旨を再三申すにより、御定の趣も強いて差支えもなからうとのことで、それ以上は右府も所存を申さなかつた。しかし、社家停任のこと・坊官法眼大紋指貫着用無用のことを知らされるに及んで、黙視し難く再び異論を唱えたという。「廿六日左府より伝達ニ而撰政より申来候由」云々というから、右府は廿六日に「次第の伝達」により知らされたようである。社家停任のことは軽くしないことで、先ず関東へも尋ね吟味もあるべきことであり、何方にも指支えないかどうか書状を以て撰政へ申入れたところ、指支えなしとの返答であったという。また門跡方諸大夫官位停止のことは、十月一日に宮中に於て左府より口頭にて聞かされたという。そこで、右府は左大将と申合せ、(1) 社家停任のことは、廿六日に伝達で知らされ、これに故院思召とは無く、右府より所存を申した返書に初めてそのことを示して来たが、如何なる所存にて行ったことか、(2) 門跡方諸大夫の官位停止のことは如何なる所存によるか、の二点を詰問し、これらは前以て相談なかつたことであり、「縦及連乱候共、難及相談候段」を連名の書状を以て申入れた。撰政の返答は、(1)については、あらかじめ「評議」しては「一決」

し難いから、「推而可被仰出」の故院思召によって取計ったこと、(2)については、辞退するように頭弁を以て申渡したところ、承伏しない趣の伝聞あり、あえて官位を停めた、という。そしてこれらにつき「違乱」のことであろうとも相談に預らないことを承知する旨の返答も撰政より受けた。従って、この上は左右の所存を申し難いから、群議のことは御断りする、というものであった。もっともこれは兼胤も推測しているように、この上左右に及び旧に復しても撰政の失錯を頭わすことになり、この御定のまゝでは違乱に及ぶは必定であり、そのような会談には預りたくない、というのが本意であったのであろう。

以上により、群議は撰政・左府の兩名により六日に行われ、兩名より女院への返答が武家伝奏に示された。左府の申分は、廿四日に示された故院御定書付というものは社家停任のことは無く、当日の官位御沙汰の際、社家任官のことは然るべからざる由を故院が度々仰せられていた旨の撰政の物語があり、位階ばかり勅許あるべきの評議にてその通りになったが、一統に社家官を止るといふことは何の相談も無かったこと、女院の思召は尤のことであるが、一度仰出されたことを輕易に改めることは却って「朝廷御為如何」なことであるから、今度のことはそのままにしておくのが然るべき旨を述べ、撰政に歩調を合せ、併せて自今は随分吟味相談の上にて仰出あるべきである旨を述べている。そして、問題の撰政の申分は次の通りであった。

今度官位等之儀ニ付、故院御定之條々被 仰出候儀、諒闇中候故、人々難儀之事如何と被覚召候由、御尤令存候、於道香者、故院御定之儀故、決ク雖諒闇中早速披露可然令存候事故、取計候事ニ候、就中諸国へかゝり候儀と候へは、社司之儀第一と存候、此儀者両卿存知之通、武辺へも達候事ニ候間、於此方者右之所存故、早速披露候へとも、右女院覚召を委細武辺へ被達、已前之通改正可然候、於京

中者、武辺申渡相止メ候由申来候上、停止可申渡候、

社司等任官之儀、頗近世 朝廷衰微之比より之例ニ而、被改度 故院年来被覚召、於京官者別而無由緒候故、例有之候而も先年より不被許、先受領はかりニ相成候、併於 伊勢兩宮之祠官等者、古風を相守、到只今官不申上候、本朝最上宗廟之祠官等すてに如此ニ候故、於受領も被任とむなく覚召ニ而候、吉田家執奏之社司共、不被任事有之候処、吉田私の為不宜候坎、又者古儀不存知候坎、内々手筋を以御願申上、不叶 叡慮候へとも、手筋無抛事故、又々其後被任候旨、度々御氣毒之由仰候、仍當時者撰政之取計之事故、被仰通よく候間、如此御治定可然覚召ニ而御定之事ニ候、故院御在世候へは、故院御定之旨披露可無之候へとも、當時ニ而者撰政之我意ニ相成候処、朝廷之御為いかゞ故、真実之通被 仰出候様ニ取計候事、

一右之通、女院覚召ニ相違候而、氣毒存候、仍自最初一々可窺と申候事ニ候、被仰下候程之事ニ候ハ、能々之儀と存候、仍此外取計早々覚召ニ違候儀可有之存候而、氣毒存候間、向後諸事窺候様ニ致度候間、此通宜有言上候、執政之儀も如何存候へ共、故院被為詔勅候儀故、兎毫不申出候事、

『兼香公記』寛延三年十月五日条に引用されている撰政返答書付で、同文の写が近衛家文書の中にも存する。また『公武御用日記』にも収載されているが、この方は前二者と所々で大きな相違が見られる。全体的に文章は整っているが、単に文章の整疎の問題でなく、ことに傍線を引いた部分などは表現もかなり異なっていることが注目される。例えば、(イ)は「前々之通ニ又被改候義ハ格別之事ニ候間、兎も角も思召次第と存候」とあり、意味の相違にまで及んでいる。また、(ロ)部分は全くない。このように、『公武御用日記』収載分は、撰政からの返答をそのまま引用したものではなく、武家伝奏の手が加えられたものであることが知ら

れる。摂政返答内容をそのまま女院に伝えるのではなく、穩便にことをおさめようとする伝奏としての働きが、以上のような文章の書き替えともなったであろう。しかし、この場合は『兼香公記』に見える方が摂政の本来の意志の表現であり、(イ)によれば、あっさり撤回する気になっていたことが知られるのである。しかも、(ロ)は、摂政の職にあるのも如何と思うが、故院の「詔勅」によることなので辞退のことは申出ない、という心情をも吐露しており、充分に反省の気持があったことが窺われるのである。しかしいまの状況の中では却って厄介なことになるというのが、伝奏の判断ではなかったらうか。

社司官停任の理由は、近き世になり朝廷衰微の頃より流例になったことで、改められたく故院は年来思召されており、京官については勅許なく受領ばかりとし、伊勢の祠官さえ任官のことなく受領をも任じられたくない思召であったとし、吉田家執奏の社司共を任じないようにしても種々の拠どころない手筋を以て、「不叶 叡慮」とも勅許せざるを得ない状況もあったとしている。吉田家よりの理不尽な執奏の在り方は、先に備前一宮社務の傍例申立ての方法でも充分窺われるところであり、拠どころない手筋に屈することなく任官を許さないためには、規定を制定する以外には致し方ないというのが、社家停任が仰出された理由であったであろう。恐らく、備前一宮社務の任官申立は摂政にこれまで以上に規定の必要性を痛感させたに相違なく、摂政が官位御沙汰の節に、社務の任官のことに積極的に反対の態度を示さなかったようであるのは、社家停任の御定の申渡を予定していた以上、当然のことであったといえよう。更に、肝心の故院の思召を摂政が承った時期については、去年十月十八日と当年正月九日の両度であることが摂政より返答された。

以上のことを武家伝奏より女院に返答すると、翌日、女院肝煎平松時行を以て、故院より承ったという両日の様子につき更に詳しく説明する

よう下命があったので、伝奏は摂政にその事情を尋ねている。十月十八日は、召により桜町院の御前に参り、仰せにより御前にて認められたものは上げ置いたこと、社家の官を止めることは「御ロツカラ仰」があったこと、此日はたゞ概ねの事であったこと。正月九日は、御前に召されず即心院を以て「官位之事御書付」を出され、また当方も即心院を通し三度まで窺い「御治定」のこと、この御書付は細々と書かれていて、「御不例後故御手ふるわせられ」ていて返上すべきの仰により、後日写を作成して返上したこと、これは緘封し禁中奥向に廻された由のこと。以上の返答があり、伝奏はこれを平松に申含めた。

同日、両人は召により女院御所に参候し、摂政及び左府への返答を伝えるべく命じられた。女院より摂政への返答の要点は、左府の申分も尤ものことであり、社家停任のことはそのままに擱くこととする旨の思召で、理由は「何角ト被 仰候も、兎角 朝廷之御為 思召候而之事故、却而軽々敷、 朝廷之御為如何之事御気毒ニ 思召候故」というものであった。併せて引続き官位等のことは窺うこと無用であるが、故院に関わることは事前に窺うべきこと、何事も勅問衆と相談あるべきこと、主上成長あるまでは万事無難なるが然るべきこと、という思召を示されている。左府への返答もほぼ同様であった。その後、兼胤へ女院両局の物語るところによれば、禁中へは両局より奏上あり、女院は、摂政が両日に「御治定」と申していることを、やはり「甚御不審」に思召されているが、これを「御僉議」あれば事もおおく重くなるので、そのままにしたという。不審の究極は「御治定」があったかどうかにかゝっていたことが知られる。

以上の経過で明らかのように、社家停任についての不審は女院から発せられ、勅問衆の評議ともなり、一度仰出されたものを輕易に改めることは主上のために宜しくない、という女院の最終判断により、そのまま

としておくことゝされた。その経過は『公武御用日記』に詳細に記されているわけであるが、実に淡々と書かれていて、先に『八槐御記』の中で記しているような心情についてはその片鱗すら窺うことが出来ない。万機を代行する摂政に対して女院や右府等から不審が出される、という朝廷の異常事態の中で、武家伝奏に課せられた役割と責任は極めて大きなものであったろう。費した労力もかなりのものであったはずで、例の摂政返答書付の書替えという事象は、厄介なことになる恐れを未然に防ぎ無事に取締めよう、という武家伝奏としての立場を象徴するものといえよう。

それでは、社家停任のこと等を含む寛延三年の官位御定一件は、桜町院とどう具体的にかゝっているのか、次にこれを検討しよう。

## (2) 桜町院の官位制度改革

女院の摂政に対する「不審」は、桜町院の常々の思召からいってあるう筈がない、という確信に近いものから発したが、それは「常々専御仁恵之 思召も甚厚被為渡候儀」とあるように、桜町院の印象が「仁恵」と重なり合っていたからであった。そしてこれが女院による一つの見方ではなく、まさにその人となりであったろうことは、当時の公家の日記に「御慈憐」を賛嘆する記事が散見することからも、窺われるところである。その崩御に際して、巷間で多くの狂歌が詠まれているが、死を悼むものが基調になっているのも、これと無関係ではなからう。そして、ほど遠くない頃には、天皇歴代の中でも特に「聖主」としての評価をうけていたようで、京都町奉行所与力神沢貞幹の『翁草』<sup>(49)</sup>に、「世人皆麻戸皇子の御再来と奇異のおもひをなす、(中略) 実にも聖主の御聞え四海に普く」云々とあるのは、それを示すものである。柳原紀光の『閑窓自語』<sup>(50)</sup>にも、「むかしより延喜、天曆のみかとを、ひしりの御門といひつたふ、その外の御門は、ときにとりてはいふめれとも、昇霞の後はいは

ぬにや、桜町院はいみしきおほんときいまそかりけるをあふきて、いまに聖主と申すなり」云々と書かれている。聖主と評されるのも、天皇としての自覚を強く持った天皇であったからこそであろう。それは『桜町院御集』に収載されている和歌や、書写の奥書などからも充分窺われるところである。

一般に、桜町天皇といえば、大嘗会・新嘗会を初め、宇佐使派遣の再興など、特に朝儀の復興に意を注いだ天皇として知られているが、これも同様な意識・自覚から出たものと理解されるであろう。<sup>(51)</sup>ここで問題にしようとする、官位任叙の吟味、昇進規定の制定など官位制度の改革ともいべき一連の施策もまた同様な意味で把握できよう。それではその改革とはいかなるものであったか、年を逐って見ていくことにしよう。

桜町天皇による官位任叙の吟味が始められたのは、中御門院崩御の翌年にあたる元文三年(一七三八)のことである。当時議奏の一人であった久我通兄の日記『通兄公記』元文三年三月八日の条に、次の如く見える。

諸司之輩官外記・出納等權方之輩、非三方并他之權輩等也。・檢非違使・御隨身・樂所・後院侍・諸家諸大夫等、同官多而餘職員、自今不可如此之由、此間被仰下云々、仍同官之輩申替于他官、

当時雖官名備多、無職掌之実、因茲近世地下之輩有同官職員一人之者有二人之類去享保十三年之春、有御沙汰、自今不可有同官、於樂所輩者為員外、且當時同官之輩不及申替云々、其後或遷他官、或身死自叶職員、爰旧冬重被定、混案所輩自今不可有同官之由、此間又有御沙汰如此矣、官職之事、當時雖無其実、何可背職員乎、尤可然之御

沙汰歟、

午許刻參博陸(兼兼書)昨日依招引、依地下同官之事、有被命旨、

地下の輩に同官が多いので、自今このようになが無いよう、同官の

輩は他官に申替る、というものである。同官あること、職の員数一人のところ二人有るの類は職掌の実が無いためで、去る享保十三年の春に御沙汰があったところであるが、不徹底であったので今度重ねてこれを令し、楽所の輩も員外とせず申替も徹底して、同官の無いようにするといふ、同官を無くすのは、「当時雖無其實、何可背職員乎」というのがその理由であった。享保十三年春の御沙汰というのは、同年二月一日、関白近衛家久が中御門天皇の御前に召され、官位小折紙披露のとき地下輩は同官を申上ぐ輩が多いので、以後は同官無きようにするよう命じられたことをいう。このことは、時に右大臣であった一条兼香の日記に詳しい。前年の十二月廿七日に披露された小折紙のうち、主殿権助より主殿助転任を望む主殿寮の伴重遠の小折紙が、当時花山院諸大夫の前波由義と同官となるために如何とされたためである。主殿寮は伴と佐伯の二軒で世襲していたから、主殿助への転任はもつともな望みであったが、これは勅許されなかった。

また、この元文三年の三月七日には、享保四年に規定された院家の僧官規定が再度出されていることは前述の通りであり、堂上の官位任叙の吟味も従来より厳しくなっている。『通兄公記』元文四年正月八日の条を見ると、通兄が嫡子俊通の従五位上勅許を頭中将より知らされ安心すると共に、最近の官位任叙の在り方について不満を述べ、「而去夏以来、官位宣下不似近代之風也」と記している。通兄の不満は、すでに去年十二月に小折紙と家例を差出したが、御沙汰に及ばずとされたことについて、家例はあっても年齢幼少で、近例でないためであったかと推測し、しかし凡そ清花衆は家例ある上はしいて年の長幼のことに依るべきではなからうとしている。通兄が例書に注したのは家例とはいえ、南北朝や室町期の例であったから、恐らく「不近之故」に元文三年の段階では勅許にならなかつたのであろう。俊通が二年九月廿二日に三歳で叙爵した

際のこととは通兄の日記に記載があるが、例書云々のことは何も記されていない。しかし、これ以後は俊通の昇進の度毎に、関白より家例の吟味がなされたことを記している。寛保二年(一七四二)正月四日に俊通の正五位下小折紙を差出した際には例書を添え、「清花旧家之輩、何及家例注進之儀乎、雖然近年不注進者、不叶時宜欵、因茲只従時風而已」と記している。従五位下宣下の時の記載と合わせ考えれば、元文三年夏以来、官位宣下の吟味が厳しくなり、清花の旧家といえども家例の注進が求められていたことが知られる。<sup>(56)</sup>しかし、このことは必ずしも勅問衆の合意のものになされていたものでも無かつたようである。『玉藻秘記』寛保三年九月九日条には、関白一条兼香が内大臣近衛内前より「堂上小折紙=例書無之義」を尋ねられたのに対して、去冬の官位御沙汰の際に「堂上ノ分ハ例書無用之事」という天皇の仰せがあつたので、職事に預け、そのためこゝで披露には及んでいない旨を説明した、とある。「例書無用」の仰せがあつたというのは、それがすでに問題になっていたことを示し、内前があえて「例書無之儀」を尋ね、兼香が例書は職事預りで「不及披露」と返答しているのは、官位勅問における例書の扱いが勅問衆の間でも一致した見解がとられていなかったことを示しているといえよう。そして、この「例書無用」の仰せによってであろう、通兄はこの後の俊通の従四位下小折紙(寛保三年八月十九日)、侍従小折紙(寛保四年二月十五日)のいずれにも例書を添えずに差出し、勅許をうけている。しかし、延享二年(一七四五)二月廿五日に俊通の従四位上小折紙を差出した際には、また関白より例書の差出しを求められ、その不満を「近年雖堂上之輩、小折紙覽于関白、有子細事歟、非称内覧云々、又堂上之輩例書、不及披露云々、然而於関白毎度被尋問例欵」と記している。関白の主導のもとにまた例書の提出が強要されるに至つたことが知られる。

元文四年には、四月廿五日に医師も位階を申す時は已後は例書を添え

るよう関白下命があった。<sup>(57)</sup> 医師の位階・諸職人受領を申す時は、これまで師匠の副状を要し、師匠ない者は門弟あるいは親兄弟の副状を出すことになっていたが、こゝで更に例書をも必要とすることとなったのである。また、九月に諸門跡より一斉に永宣旨の有無の報告がなされているのは、<sup>(59)</sup> 医師・諸職人の実態調査との関連からであろう。十月四日には地下輩の位階中置が規定されている。大外記、官務、撰家諸大夫、諸司輩、検非違使、御隨身、滝口、楽人、後院侍、医師等につきそれの中置を定めたもので、例の寛延三年の規定(3)の(6)の基になるものであった。なおこの制定に当っては、あらかじめ関白が直接に京都所司代に内談している。<sup>(60)</sup> また同日、前述の如く坊官の僧官が規定されている。これまでは主に基準の制定に関するもので、現任の人々には直接かゝわらなかつたが、十一月十四日には、個別具体的な官職の操作にまで立入った処置がとられている。すなわち、参議風早実積等三人の遙授官の小折紙の差出、醍醐家諸大夫中務権少輔高津時房等地下四人の官職辞退、その内、後院侍内蔵権頭速水宣益等十七人には他官申替が命じられている。これらの交名は『通兄公記』に掲げてあり、前者については「右、思食有之間、受領兼任之事可望申之由、御内意所被仰下也、各可仰含其旨云々」、後者については「右、有思食之間、可申替他官、点之輩者可辞申之由、所被仰下也、此旨可仰両貫首云々」と付記してあり、これらが桜町天皇の「思食」から出たものであったことが確認される。遙授官は、実積が伊予権守、藏人頭庭田重潤が美作権守、左中将園基望が越中介を兼任するというもので、小折紙の差出を命じられ、早速十四日付で勅許になっている。地下の辞官の方は、いずれも八省次官・職寮司の長官で、申替の官は受領であり、廿五日付で勅許になっている。<sup>(61)</sup> 例の宣益は内蔵権頭を辞し越中守に任じられている。更に十二月三十日には、堂上の石井行忠等五名が小折紙の差出を命じられ、兵部大輔、左京権大夫、縫殿頭、左

馬頭、右馬頭を即刻勅許になっている。<sup>(62)</sup>

受領は本来任国に赴いた国司の最高責任者をいうが、早くから国司の別称として用いられ、一条兼香の日記の中でも堂上受領云々の記載が頻出するが、堂上の場合には遙授官を指している。権守、介等がそれで、遙授については『職原抄』に、「権守者、近代多是遙授之官也、参議、二三位中将、少納言等必兼之」云々、とある如く、堂上の兼官とする流例となっていたからであり、これに対し国守は地下の官として任じられたのである。十一月十四日の堂上任官、同廿五日の地下任官はそのことを示している。

以上は元文三、四年の官位制度改革の状況で、主に『兼香公記』に拠って見てきたが、寛保三年より延享三年に至る時期は、兼香の別記である官位吟味に関する『玉藻秘記』があり、<sup>(63)</sup> より一層詳細が知られる。主なところを略記しておく、寛保三年正月五日には、地下のうち諸大夫、若しくは後院侍に充てべき官職として、中務権少輔、治部・民部・兵部・刑部・大蔵・宮内六省の少輔及び権少輔、内蔵権頭、木工頭、木工権頭、左馬権頭、右馬権頭、内匠頭、玄蕃頭、主計頭、主税頭、大炊頭、雅楽頭、修理権大夫、大膳権大夫の廿六官の書付が、天皇より兼香へ示され、この内いま堂上に任官分は、他官に申替えるべく仰せをうけている。同日、侍従の員数を大体二十人程に思召されていることの内幕があり、左馬允・右馬允の員数を吟味すべきことの仰せもうけている。前者は例の寛延三年御定の(8)に当る。堂上各家の遙授官の吟味も命じられていて、正月十八日条には、各家のこれまでの遙授官が列挙されている。また女叙位の吟味がなされ、廿五日には、前典侍藤原朝臣光子を従三位に叙すなど五名の勅許。典侍、掌侍の位階昇進規定が制定されている。また、受領の儀は、堂上・地下とも年限四年、或いは年限五年にて満期後は他官への申替、或いは辞退すべきの仰せを兼香が受けている。



二月廿七日には、兼香が次將員數、受領のこと等について所司代に内談しており、閏四月十七日には、兼香より受領書付を觀覽に入れてゐる。

それには、「新任之分」として近江權守重瀨卿等十一名、「不滿年限輩」として近衛家諸大夫進藤長寔(筑前介)等八名、「受領可辭退輩」として内舍人西村則貞(飛驒守)等十九名、「可為前司輩」として檢非違使小佐治光枝(阿波守)等五十五名、「可申替輩」として大舍人寮荒木栄縁(能登守↓中務少録)等六十名が列挙してある。六月廿九日には、左右近衛權中少將各八人、同將監各廿人、同將曹各廿人、左右衛門・左右兵衛尉各廿人、同志各廿人という員數の規定がなされている。八月頃からは吉田家執奏社司官停止のこと、宗源宣旨停止のことなどが吟味されている。『玉藻秘記』九月七日条には、

而參御前、(中略)

一吉田執奏社司受領被止事言上、

(久我通元・美室頼胤)  
而兩伝奏被召于御前、(中略)

一伊勢ハ當時無官、位計祢宜申候、石清水以下官位申候、官ノ義社

司者可被止趣、(牧野貞通)備後守迄可申由仰、先藤波へ伊勢ハ位計之由可尋

旨仰也、

とあり、この日兼香が吉田執奏社司の受領を止めることを奏上し、武家伝奏兩名が天皇の御前に召出され、社司官停止のことを所司代に内談すべきこと、伊勢の祭主家藤波に祠官は位階ばかりなるかを確認することの仰せをうけている。また、十月廿二日条には「吉田永宣旨神階事被止義書付兩通、入御覽、吉田執奏有之分ハ自吉田被申上候事」とあり、宗源宣旨のことが問題にされている。社司官停止のことはその後記載なく見合せとなったようであるが、宗源宣旨停止のことは治定し、吉田へ申渡されたこと等が同記十二月十五日条によって知られる。

於宮中八景間、兩伝奏・議奏四人立合ニ而、吉田へ被申渡由、

神位之儀者、為重事之間、自今以後惣可為 勅裁候、其社之祠官等於相願者、可有執 奏之旨、被 仰出候由、関白殿被命候事、

右之趣、武辺江も及御沙汰候事、

また、七月頃からは堂上地下申替官の吟味、受領吟味がことが行われている。更に寛保四年八月には、檢非違使別当の吟味及び補任、延享三年三月には、御隨身改称の吟味などがなされているが、こゝでは指摘するに止めておく。

これらの一連の官位の吟味は、桜町院の意志によって推進されたもので、堂上と地下の官職の振替、実際の人事など桜町天皇が直接ことあたり、宸翰を以て書付け関白に示すほどであったことは、寛保三年十月一日条に、「堂上推任之受領、宸翰ニ而被遊被為見、則無所存段言上」とあって明らかである。そして、これに深く関わったのが、関白一条兼香及び内覧・右大臣一条道香であった。(64) 他の攝家や現任の大臣にはあまり勅問もなかったことは、『玉藻秘記』寛保三年八月十七日条に、「地下官位之事ニ付言上、式部大丞ハ一闕ニ被遊置、其余ハ先廿一日予父子可參入、内府も被召候而可有御沙汰、宣下ハ廿三日之由仰也」、同十月二十日条に、「内府へも受領事被尋下之 由 仰、先廿三日迄御吟味之由仰也」とあるのは、それを窺わせるものである。また、寛保三年(延享五年)の一条父子・桜町天皇の往復書状控『求玉鈔』(65)もこれを如実に示している。一例を掲げておこう。

尚々、廿五日ニハ午刻比遅々無參入可有之候也、

昨夜者、女叙位之儀も首尾よく内意もすミ、珍重候、それニつき昨

夜之趣、位階之品等、九条家ニも兩公より申伝られ可然候歟、受領

之事も、内々九条家存知られ候てもいかに候ま、此義も申伝ら

れ可然候、女中事ハ、伝奏・議奏も各存事ニ候へは、攝家中各内々兩公より申伝候へく様にて可然候、受領ハ九条家はかりへ先可被申

伝候、昨夜ふと心付候故、今日申入候也、

正月廿三日

一条とのへ

一条父子に対する桜町天皇宸翰写であり、女叙位、受領のことを内大臣九条植基にも伝えるよう示したものの。このとき大臣は一条父子・九条の三人。内大臣へも勅問も無く、しかも「内々九条家存知られ候てもいかに候まゝ」伝えておくように、女叙位のことには撰家中に伝えてもよいが、受領のことはまず九条家ばかりに伝えておくように云々、という内容である。

元文三年から始った官位任叙の一連の吟味と施行は、もっぱら桜町天皇と一条父子との協議によりなされたものであり、勅問衆、或いは撰家といえども深く相談に預ることなく推進されたことを端的に示しているといえよう。そして、寛延三年の官位御定が、桜町天皇の官位制度改革の延長線上にあったことが知られるのである。

### 三 社家官等の復旧

#### (1) 御定に対する寺社の動向

それでは、御定を受ける側の実際の対応はどうであったらうか。通兄は「当時被称 故院之御治定之上者、閉口之外無他事歎」と日記しており、恐らくこれが一般的な受け止め方であったらう。しかし、御定の内容により必ずしも同一ではなく、停止規定の対象となった寺社が最も深刻な受け止め方をしたことは想像に難くない。まず、門跡方の動向から見ることしよう。

例の九月廿四日夜、職事よりの呼出しにより聖護院門跡の諸大夫が非蔵人口に赴き、頭弁より「御定」の仰達をうけ、妙法院、三千院、曼殊院、青蓮院、実相院、勧修寺の各門跡は、聖護院よりの「順達」により

「御書付」が伝えられたことが、某門跡日記によって知られる。<sup>(67)</sup> 聖護院より伝えられた「御書付」は、「御定」(6)のうち法親王門跡方の諸大夫に関する(イ)、坊官に関する(7)の(ウ)であり、某門跡へは廿六日に伝えられた。またこの記の同日条に「是又坊官法眼」「大文指貫被止之旨、此儀最早治定之儀」「候へく候」云々とあり、虫損のため前後意味不明であるが、(6)(7)の「御書付」とは別に、(10)に關しても廿六日には某門跡にも伝えられていたことが知られる。

「御書付」が伝えられた同じ日、妙法院門跡坊官菅合法眼より某門跡方へ書札にて、聖護院より御書付披見の上は向々より承知した旨の御請の使者を出すようにとのことであるが、当門跡では少々思う子細あり、貴門跡と打合せた上で請使を遣したい、請使は暫く見合せられたいとの旨を伝えてきている。その後、また頭弁より仰渡ある由を伝える聖護院よりの次の回状が到来する。

昨廿五日、夜ニ入、頭弁殿里亭江諸大夫老人御招被成、被仰渡候趣ハ、一昨廿四日御書付を以被仰渡候者、向後之事、只今被仰渡候者、此迄有来候諸大<sup>(夫九)</sup>官位共、五三市中辞退仕候様被仰渡候、尤右之段、先達而之通ニ向々様方江御伝達被遊、向々様方之諸大夫、無延引五三日中、向々ニ職事かたへ、官位辞退之儀可申上段、從此御許御順達可被遊旨ニ御座候、尤右御承知之段、頭弁殿江御請被仰入候様ニ与之御事御座候、以上、

聖護院官御内

雜務法印

九月廿六日

御六方坊官中

追而、御回覽之後、御返却可被成候、以上、  
廿四日の仰渡に引続き、廿五日夜また頭弁より仰渡されたのは、門跡方諸大夫の官位を五三日中に辞退するようにというもので、「御定」の「諸大夫如何、妄ニ無用事」という規定を一步踏み込み、現任の諸大夫

の官位辞退を迫るものであった。門跡方には廿四日以上に大きな驚きを与えたようで、例の菅谷法眼は某門跡方に来て種々内談している。妙門では彼を思うところはあつたけれども、早速に禁中に申入れるのも憚りあるので、頭弁まで一通り御請してから追て御願ひすること、願書の内容及びその提出時期をどうするか、等の内容であつた。そして、妙門よりは次の願書案を示している。

御口上之覚

一 今度被仰渡候御書付之趣、御承知被成候之儀ニ付、諸大夫於当宮當時其人躰無之候得共、前々より被召仕候御格式之事ニ候得者、何卒是迄之通被仰出候様ニ被成度思召候、尤妄御取立無之趣、御承知被成候、

一 坊官新家御取立之輩、法印おめり候而可申上之旨、御承知被成候、尤妄ニ御取立被成間敷候得共、おめり候上者法印迄何とそ昇進仕候様被成度候、坊官共表立候書付ニ者呼名書付申間敷候由、御所向江被差出候御書付之外、呼名書付不申候而者、何かと差支之義も有之候条、何卒不苦候儀ニ候ハ、是迄之通被成度思召候、右被仰出候儀者、旧院様御在世之中御治定之御事ニ被為有候由、然者右被仰入候趣、甚被為恐入候得共、門室御格式相立候様ニ被成度思召候条、不被得止被仰入候事ニ御座候、此等之趣、幾重ニも宜御沙汰願思召候、以上、

右之通可被差出之思召ニて候、不日ニ可被遣候哉、又暫御見合も可被遊候哉、実ニ早々之儀ニ候由御申、御口上之通可申上之旨申入候、(下略)

諸大夫の存続、坊官呼名書付の存続は、門室の格式にかゝることであるので、何卒これまで通りとされたいのである。坊官呼名の禁止というのは、坊官は法印等僧位のみで僧官は無いが、通称として大蔵

卿、治部卿などを用いていたが、公式の書付にはこれを使用しないというものである。両者の廃止は門室にとって深刻な問題であつた。

また、三宝院では、他の門跡とはいささか事情が異なつていたため、別の対応をしている。三宝院の門跡は一条道香の末弟であつたからである。<sup>(68)</sup>これまで通りとされたいとは主張せず、道香に別の願ひを働きかけている。当時三宝院には大谷対馬守豪職、飯田能登守明夫の二人の諸大夫がいた。摂政道香は、このまゝにしておいては、「当職」として種々差支えがあるので、速やかに兩人から官位を辞退し諸大夫を申すことを止めるよう、特に論ずるところがあつた。『兼香公記』寛延三年十二月三日条に、これに対する十二月付の三宝院坊官平井兵部卿寛が収載されている。これによれば、三宝院では、摂政の云うところを、「誠無御抛御儀」としてこれを御請することとし、併せて諸大夫の存在が門室にとつて大きな意味をもっていることを纏々述べ、ことに大谷・飯田両家は歴代旧家の坊官家でもあるので、兩人とも先代の如く坊官に仰付けられるように願っている。諸大夫が門室にあることについては、

当御門室之御事、御支配下一山始メ諸国修験・御末寺、并諸国領主表御用筋ニ付、是迄諸大夫連名之儀、御門室御外聞御筋リニ相成、御末派も忝かり、諸国領主表方も取扱品宜御座候、然ルニ此度之御義ニ付、御難決之御事共御座候、

と述べ、この官位辞退、つまり諸大夫の廃止がいかに大きな打撃であるかの理解を求めている。摂政の仰せを「御請申上候」と受けているといえ、これが十二月に至つてのことであり、諸大夫の坊官への格上げを併せ願つているところに、三宝院にとつても熟慮の末の結論であつたかが窺われよう。なお、この願は受入れられ、大谷・飯田両名は坊官になつて<sup>(69)</sup>いる。更に、諸大夫官位につき、大乘院の場合を記しておく、こゝでは「位階者其儘、京官致辞退、受領者致前官」という便法がとられ

ている。<sup>(70)</sup>

以上により、門跡方諸大夫の廃止、坊官呼名書付の廃止の「御定」がそのまゝの形では容易に実行されなかったことが知られるのであるが、これらより更に抵抗が大きく、強く復旧が願われたのは、坊官称号を廃し候人と称することゝされたことである。この「御定」<sup>(71)</sup>の対象とされたのは、蓮華光院、兩本願寺、興正寺、仏光寺等であるが、ことに兩本願寺は、その伝達のされ方でも大いなる不満をいだかせた。十月十一日、東本願寺はその不満を近衛家に訴えている。『内前公記』によれば、先日寺門伝奏を通し宮門跡、撰家門跡へ仰出されたことは、「一統之儀、何之所存」も申さないが、「自今被止坊官号、可称候人旨、青蓮院宮より被申伝」れたことは承伏できないとし、「坊官之号相止可称候人之段、代々兩本願寺へ、則当家・九条家之猶子ニ而門跡号有之候義ニ候得者、坊官被相止候事、甚難義ニ存候、其上、青蓮院宮より申伝之事、是又一向左様之義無之処、寺門伝奏をニ而なく候而、青蓮院宮之処、何とも本願寺不相立候、」と述べている。猶子云々とは、東本願寺は近衛家の、西本願寺は九条家の猶子として門跡号あるにつき、撰家門跡と同等であるという意であろう。寺門伝奏からではなく青蓮院宮から伝達されたことは、大いに面目を傷つけるものであったかが知られる。青蓮院よりの申渡については、頭弁が撰政より下命の際に異論を唱えたが、撰政の「是非其通ニせらるべく候」との下命によるといふ。古くは本願寺門主が青蓮院門跡に入門し薙髪するのを例としたことはあるが、今の時代に上下をつける扱いを受け、承伏できなかったのも当然であろう。近衛家へ使者を以て訴え坊官称号復旧と青蓮院を通し申渡無き事の願書の提出につき内談に及んだのである。十四日、内前は、出願のこと差留めない、「勝手次第たるへき旨」を使者に申聞せている。十六日、本願寺から願書案が届けられ、十八日、内前はこれを「添削」して出させてい

る。候人のことは一度仰出されたことで改め難いが、今後青蓮院よりの触渡は無いようにとのことは了解する、との撰政返答であった。<sup>(72)</sup>撰政が青蓮院を通して「御定」を申渡した真意は明らかでないが、恐らく青蓮院と本願寺の古い由縁を持出すことが、伝達効果として最も適当であると考えたからであろう。しかし、この時代錯誤が兩本願寺をして大いに反発させ、左大臣という地位にある内前が撰政に対する願書案の添削をするという珍現象を招いたのである。

次に、社家の場合について見よう。社家停任のことが撰政より申渡されたのは、前述の如く九月廿六日のことであるが、武家伝奏が「武家伝奏異代之執奏之社」である尾張東照宮・撰州広田社等へ伝達したのは、かなり後になってのこととて、十月廿七日に至ってであったことが『公武御用日記』によって知られる。両家雑掌四人連署の書状、廿八日の日付とあるのみであるが、その内容は『舟津神社文書』に見える。

今度諸社之祠官任官之儀、一統ニ被停止、伊勢之通ニ可為社職位階計候旨、去九月廿四日被 仰出候、此段可申入旨、兩伝被申付、如此候、恐々謹言、

十月廿八日

浜路主膳  
水谷弾正  
山本主馬  
土橋織部

別紙之趣

桜町院御在世中 思召ニ付、今度被 仰出候事、

因に、浜路・水谷が広橋の、山本・土橋が柳原の雑掌である。別紙として桜町院の遺詔である旨が明示されている。武家伝奏がこの段階で申渡をしている事情は不明であるが、寺社伝奏によっては早く伝えたところもあり、この廿八日には勸修寺頭道がその執奏の社からの問合せにつ

き、武家伝奏のもとに窺書を出している。(1)上御霊社神主が任官停止につき呼名を五位別当と称したいというがどうか、(2)住吉社神主が任官停止につき、追ては任官のことを願いたい、当面呼名を前兵部少輔と称したい、若し称し難いならば四位と称したいがどうか、というものであった。本来ならば伝奏より返答すべきであるが、兼胤は撰政に直接窺うよう指示したようで、三十日勸修寺より撰政返答の内容を知らされている。(1)は武辺に於て差支えないか、武家伝奏に相談すべきように命じられたとのことで、兼胤は武辺は強いて差支えないであろうが、むしろ他社と差支えあるべき旨を撰政へ申入れている。(2)は四位と称すべき旨を撰政より命じられている。任官停止が社家を困惑させ、当面呼名をどうするかが悩みであったことが知られる。撰政は、前官を称することを退け、位階を称させているのであるが、これは兼胤も指摘しているように、他社との区別にならず、大いに混乱が予想されるものであった。

それでは、社家停任の引き金となった、吉田家の動向はどうであろうか。『内前公記』寛延三年十月一日条には、

吉田大蔵卿来、今度諸社々司官被止事ニ付、指支事五ヶ条計も有之候故、撰政へ伺之事、職事へ頼置候、

とあり、吉田家では、近衛家に苦情を申入れ、五ヶ条ばかりにもわたる「指支事」が撰政に提出されることになっていった。官位の執奏、或いは装束等の免許を通して、莫大な礼金を取得し諸国の社家を配下に入れて来た吉田家にとって、社家の官が停止されることは極めて大きな打撃であったから、反対するのは当然なことであった。先に寛保三年十二月に吉田の宗源宣旨が停止されたことを述べたが、これは全て正一位<sup>(2)</sup>であった。対称がかなり特定され、吉田の執奏権自体が否定された訳でもなかったのに対し、この度の社家停任は、吉田家がこれまでに行ってきた諸国社家の官職執奏権を実質的に否定するものであり、その経済的基盤を揺

るがすものであったから、宗源宣旨停止の場合とは事情が全く違っていたのである。種々の理由を申立てこれが復旧を願っていく体制がとられたであろう。例の五ヶ条計の「指支事」にはその姿勢が込められていたものと考えられる。

## (2) 幕府の吟味と社家官等の復旧

京都所司代松平資訓の用人牧格次郎が広橋家雑掌浜路主膳の許に、所司代よりの書付を持参したのは、十月廿九日のことであった。<sup>(7)</sup>幕府より急速に申来るにやというもので、こゝに幕府の吟味が始まる。そしてこれより二ヶ月にわたり所司代と伝奏の間で、問訊・応酬が繰り返されることになる。幕府よりの問訊は、(1)社家一統任官停止の件、(2)門跡方坊官・諸大夫官位差止の件、以上二点で、具体的には、(1)については、(イ)何時の頃より如何なる訳にて任官があるようになったのか、(ロ)此度の停任は如何なる訳によるか、(2)については、差止めが如何なる訳によるか、であった。兼胤は早速このことを同役の光綱に伝え、明日申談すべく示合させた。兼胤の許へ所司代より問合せがあったのは、月番伝奏であったからであろう。翌日、その書付を撰政へ示して返答を承り度い旨を申入れ、その夜連絡をうけ同役と共に撰政亭に赴き、撰政より返答の書付を渡される。(1)(イ)は大治比よりこのことまゝ起り、乱世の頃より上北面の例を用い行われるようになり多くなつた。(ロ)は朝廷衰微の頃より始つたことなので、桜町院甚だ「気毒」に思召され、彼是御吟味定められた。(2)は坊官の位階を止めることではなく、官はもとよりない。諸大夫は、本来その親族より付置かれた例を申上げ勅許になつたもの、近世に始つたことで、霊元院にも甚だ如何しく思召され、桜町院これを伝聞あり、「気毒」に思召され止められた、というものであった。そして撰政より別に寛保三年の「受領御吟味」のことについての事情説明があつた。また、同日、禁裏附を通して所司代より新たな質問があつた。昨日

関東より申来るによる旨の問合せで、予め幕府へ「御内慮」の理由がなかった事情についてであった。

まず、所司代よりの廿九日の書付については、十一月一日に書付を以て返答している。三十日の撰政書付ともども、『公武御用日記』に全文が記載されているが、これは「撰政殿給之一紙之趣ヲ以相調了」の注記がある如く、いわば兼胤が作文した如きもので、内容はかなり変わっている。武家伝奏としての苦慮の程が知られる。記載を変えている主な部分を示すと、(1)(イ)では、近世に及びいよ／＼数多くなつたことを強調し、(ロ)は、朝廷衰微の頃より始つた云々の理由は罷め、「不協古儀事故」とし、「彼は御吟味被定候事」も「任官之儀可被止被定置候故、今度被仰出候事」と改めている。撰政より初めて説明を受けた段階では、「未被仰定者」云々と兼胤が記していることは既に指摘しておいたが、こゝでは定めおかれていたので、今度仰出されたとしていたのである。(2)では、門跡方に諸大夫が置かれるようになったことの説明文を詳細にし、親族の撰家・官方より付置かれたところ、いつとなくその例にて取立てられ、その門跡の諸大夫と称し官位を願ひ任叙されるようになったもので、門跡方に於ては坊官か候人で相済むべきことを強調し、諸大夫は無用のものであるとしている。まさに武家伝奏としての立場から「廻千慮服人心之上」で「相調」えたものであったといえよう。

撰政より伝奏に説明のあつた「受領御吟味」のことは、次のような内容であつた。

受領御吟味と申義、先達而寛保三年二月廿七日、牧野備後守江申達、三月廿七日返答有之、

武辺之官と別ニ候ハ、受領ヲ御吟味、或ハ被止候而も、関東之差支無之旨、年寄共より申来と申訳申入候、是社司官も籠り候事候、其節無子細と申来故言上候、更御内慮之御沙汰御在世中無之

事、

判りづらい文面であるが、『兼香公記』に関連の記載があり、それに重ね合わせると、寛保三年二月廿七日、時に関白、右大臣の任にあつた一条兼香・道香父子が、受領吟味等のことにつき、京都所司代牧野貞通と直談し、これに対する所司代よりの返答は三月廿七日にあり、その内容は、武家の官とは別のことにつき、受領を吟味し或いは差止めても、幕府の差支えは無い旨老中より申来るとのこと、これには社司官も含めてのこと、その節子細ないと申来る旨を桜町天皇へ奏聞したこと、更に朝廷より幕府への表向きの御内慮の仰遣しがなかつたこと、このような意味にならう。武家伝奏を通さず、関白、右大臣父子が所司代と直談することは尋常のことではないが、『兼香公記』によってこれが特殊な状況下でなされたものであること、内談の内容、所司代返答内容に関しても記載がある。まず、前者については、

受領之義ハ、堂上・地下年限四年、或五年ニ而満候以後他官申替、或辞退候様ニ可申渡旨、奉 仰候、此儀得度令了簡候処、次将之義も未被 仰出候而、又受領之事被仰出義如何、其上受領之義ニ而候故、関東之御趣意も如何、若又関東之差障ニも可相成哉と存候、若被仰出候上ニ而、彼是沙汰候而ハ気毒ニ存候故、先内々申談候事、とあり、堂上・地下受領の年限、満期後の他官申替等のこと、その仰出時期は次将の仰出との関連からどうするか、受領のことは幕府の意嚮は如何か差障りないか、ということについて内談したものであつたことが知られる。しかし問題の三月廿七日の返答については、

牧野備前守来、見之、右府同断、

一、先日尋候受領之義、思召之通可然、次将先被仰出候上ニ而、受領被仰出可宜候、併此儀止候ハぬ様可然旨申之、尤丹後守一存ニ而難成故、年寄共へ申遣候由申之、

とあり、受領之儀は「止候へぬ様可然」というものであったことが知られる。このように見てくると、摂政道香が伝奏に説明した寛保三年春の状況は、日付、内談のこと、内容が受領等のことであったこと等は一致するが、肝心の停官のことは事実と相違し、「此儀止候へぬ様」というのが所司代の返答であり、まして摂政の云う如く「是社司官も籠り候事候」という理解は、全く成立しないものであったことが判明するのである。この齟齬は、恐らく摂政の記憶違いなどによるためではなく、弁明の有利な素材にしようとする虚偽であったのであろう。幕府よりの聞訊のなかで、或いは摂政はすでに危機感を抱いていたのかもしれない。兼胤の判断では、摂政の説明が仮令そうであったとしても、関白・所司代の直談にかゝるもので、武家伝奏にも知らされていない内談では書付と答した十一月一日、雑掌をして用人までこれを「噂」として伝えさせるに止めている。

さて、十月三日に禁裏附を通して申来ったこと、摂政はいかなる所存にて「御内慮」に及ばず仰出したかということについては、禁裏附に所司代への演説心算を渡している。その要点は、桜町院在世中に御定であったので、「不被及左右」に仰出した、諸国へかゝる事は心付かなかった、関東へ仰遣わずに仰出さるよう取計ったというのは摂政として迷惑である、また伝奏も前以て聞かされていなく迷惑である、というものであった。十一月三日には、禁裏附を通して返答書付に対する所司代の答礼があり、所司代としても「此儀於関東及難渋候はぬ様ニ、何分取計可申」ということであった。武家伝奏として安堵の胸をなでおろしたことであろうが、それも束の間、今度は朝廷内で厄介な問題が起り、兼胤等は気を揉むことになる。左大将九条尚実の任槐問題である。

左大将は桜町院の思召により、この九、十月の頃内大臣久我通兄の辞

退をまっけて任槐する内々の段取りになっていた。高年齢で還俗して九条家を嗣いだたため、すでに三十四歳にもなっていたからである。しかし、院の崩御により状況は一変した。通兄は六月に任槐したものの、諷諭により勤むべき公事は無かった。大臣として公事を勤めることもなく、長年武家伝奏として勤勞のあった通兄に辞退させるのは忍び難く、諷諭後まで在任しかるべきかということになり、摂政より左大将の意嚮を尋ねたところ、摂政の計いにて所存ないという返答であった。しかしその後、右大臣二条宗基が云うのには、左大将の実意は任槐を念願している、自分もまた同意である、早く御沙汰あるようにのことであったので、これをどうするかが問題となったのである。両伝奏は十一月八日に所存を申すべき旨の摂政下命を受ける。摂政と右府・左大将とは、社家停任等のことから「不快」になっていて、左府・右大将の内心は摂政に対し「鬱憤」あるとの情報が兼胤の許に入っていたので、任槐のことを所望に任せられなかったならば、いよ／＼不快となり、朝廷内に於いて「確執」に及ぶことになってはと甚だ不安に思わせる。しかしその望みに任せれば、久我が任中が短くなり、内大臣として一度も公役を勤めないことになり、勤勞ある人に「似薄 聖恩」ということになる。「是木之難渋兩人思煩儀也」というのが実感であった。二者拓一となれば、社家停任等につき幕府より聞訊中という時期も時期であり、朝廷内の「確執」の恐れは一切撤去すべきである、というのが武家伝奏としての判断であったのであろう。任槐の御沙汰なくては叶わないこと、久我には任右府の節に配慮を加うべきかの旨を摂政に返答している。社家停任等の問題は朝廷内でも意外な方面に波紋を投げかけていたのである。

幕閣に於いて、朝廷よりの社家停任等の返答を受け、その対処を決めてからか否かは不明であるが、まず輪王寺宮をして朝廷へ働きかけることにしたようである。十二月一日、伝奏は摂政の許へ到来した輪王寺宮

よりの書状を見せられている。その内容は、「諸社司官被停止候事、將軍家江御内慮も無之被 仰出候故、被尋遣候処、不御心付御迷惑之段御返答ニ候由」云々とあり、十一月一日に所司代へ返答した伝奏書付の内容を直接うけたものになっていて、箇条も二ヶ条である。いまだし詳しく説明すれば、社家官停任のことは、朝廷より幕府へ御内慮の仰遣があったとしても、差止めるよう仰進めるべき將軍思召で、まして御内慮もなく仰出され、摂政の取計い行届かないのは如何な事か、という將軍思召を承っている。いずれにしても社家任官のことは前々の通りにつきとの將軍の内々の沙汰である。また諸門跡坊官の位階を称すること、諸大夫官位停止のことは、御内慮もなく仰出されたが、これは今まで続いて来たことを改め差止めることであるから、幕府へ御内慮あるべきである、という將軍思召を承っている。右両条は、幕府より表向き仰進めあれば、早々に奏聞し、元の如く仰出あるよう摂政取計いあるべきである、というものであった。この内容・表現からいって伝奏書付を披見の上で書かれていることはほぼ確実である。しかも、こゝにいう思召はいずれも將軍思召であり、表向きの仰進あることを内示するこの輪門書状が、幕府の意嚮を知って輪門の独自の判断によって出されたものとは到底考え難く、幕府の意嚮によりその公式通達の先触れとして出されたものであることは確実であろう。更に注目すべきは、この輪門書状の末尾に「御取計之品ニよりては如何之沙汰ニ候」云々という威圧的文言が加えられていることで、幕閣とは別の立場での発言の効果が意図されていたのであろう。

その効果は的中し、「書面之文言難棄置趣」もあったことが、摂政を「当惑」させた。そして関東より表向き通達があれば、社家停任等のごとは改めることも罷むなしと意を決しさせたようである。たゞ摂政として唯一の望みは、「今度之儀何とそ一度被 仰出之趣相立候様」というこ

とであった。桜町院在世中の思召が相立つようにとのみ考え、諸国へ懸ることに心付かず、摂政不念の至りであることを認め、桜町院の遺詔が一度は相立つようにと、所司代より関東へ沙汰してもらおう、伝奏に頼んでいる。両伝奏は早速この旨を所司代に依頼したが、所司代の返答は、輪門書状を熟覽し考えたところ、これは至て内々の書状でこれにより動くことは出来ない、ということであった。尤もなことであり、摂政の望み取扱も出来ない、ということであった。この後の所司代の取扱いに影響を与えたようである。このことは後に明らかにすることにして、幕府より公式にどのように伝えて来たかを見よう。

— 両伝奏が連絡をうけて所司代役宅に赴き、幕府老中より申越の趣を示されたのは、それより三週間ばかり後の十二月廿四日のことであった。所司代より「書付」を以て申聞かせられたが、理由は勿論のこと文脈、表現ともに先の輪門書状に非常によく似たものであった。意趣は、社家停任のこと、及び諸門跡坊官の呼名差止のこと・諸大夫官位停止のことをともに「被差止、前々之通ニ可被成」というものであり、これらは輪門書状が到来した段階で当然予想される場所であったが、重要なのは最後の記載である。前者については「此旨被 奏聞候上、可為前々之通旨、此度被 仰出候様、摂政殿被取計候之様ニ与被 仰出候」とあり、後者には「是亦可為前々之通旨、此旨被 仰出候様、摂政殿被取計候様ニ与被 仰出之候、右之通申達候様、年寄共より申越候事」とあって、摂政の取計いにより新たに復旧を仰出されるように、ということであった。輪門書状にも摂政の取計いにより奏聞あるようにとの文言は見られるが、幕府より公式にこのように申越してきたことの意味は極めて大きい。なぜなら、先に幕府への「御内慮」もなく仰出された「御定」であったが、これを表向きに否認するものでないことを意味し、摂政の取扱



いによって新たに復旧するということがあったからである。摂政の「何とそ一度被 仰出之趣相立候様」という望みは叶えられ、朝廷の面目は一応立てられたといつてよい。従つて、伝奏が、この旨を摂政に申入れれば早速に御沙汰に及ぶであろう旨を即答しているのも、当然であったといえよう。そして、伝奏が、前々の通りと仰出さるには理由が無くてはならないかと前置きし、「関東より被 仰進ニ付、今度前々之通被 仰出候由与有之候様ニ仕度由」を申入ると、所司代も、そうすれば却つて「関東表之時儀も可被宜存候」ということであつた。これらの旨を伝奏より摂政へ申入ると、即日、社家官等の復旧が仰出された。しかし、事情あつてこれが諸向に仰出されたのは、廿七日に至つてであつた。

先達而諸社之祠官被停官、門跡方諸大夫被停官位、坊官被停呼名候儀、前々之通有之候様ニと、関東より申来ニ付、可為前々之通、今度 仰出候、

という勅旨であつた。これに対する幕府の意嚮は、翌年正月廿二日に朝廷に伝えられた。早速の復旧に將軍は「満悦」であるということであつた。

ところで、廿四日に仰出がありながらも、これが公にされなかつたのは、所司代よりの申入れ、摂政承知の旨を関東へ申送り、今一度返事を受けた上で諸向へは仰出されたい、ということのためであつた。両伝奏は、関東よりの仰進めにより勅旨が出された次第でもあり、更に関東よりの返答を待つことは不要のはずであり、早速の布達こそ然るべきである、と抗議し、再三の応酬のすえ廿六日によく折合いがつき、まず元に戻すことの了解がいたので、廿七日の布達となつたのである。

今になってのこの所司代の申入れは、伝奏にとつても不可解で、そのため「再三応対」となつたのであろうが、実は他にも疑問にすべきことがある。一つは、十二月廿四日の日に所司代より伝奏に申聞かされた書

付(甲と称す)が、前述の如く輪門書状を彷彿させるものであつたこと、意趣が一致するのは当然としても、文章表現まで非常に似通つてゐるのは、いかにも不自然なように思われること。いま一つは、十月廿九日に所司代が幕府より申来つたこととして伝奏へ問合せがあつた際、関東より所司代への書付写は、禁裏附を通し伝奏に示され、伝奏はこれを借りて写を作成しているが、十二月廿四日には、「年寄共より申越」書付(乙と称す)は伝奏に示されていない、という相違である。これは乙を伝奏に披見させれない事情があつたからではなからうか。輪門書状に対する朝廷の意嚮は、当然すぐに幕閣に伝えられ、それを踏まえての乙であつた筈であり、前触れの輪門書状より表向き乙まで、その間に三週間を要したのもそのためであつたに相違ないが、しかしだからといって、甲が乙と全て一致するとは限らないであらう。こゝにまさにそう考へるべきことを示す史料がある。老中・若年寄からの令達類を収録した『雜留』<sup>(78)</sup>所収の一通、寛延四年正月十五日付の所司代宛老中連署奉書がそれである。

問題の部分は次の通り。

此度被 仰出候様、摂政殿被取計候様ニと、被 仰出之候様、相達儀通、被得其意、別紙面之趣を以、伝奏衆江被申達、摂政殿江被相達候処、承知有之、被及言上候、当地より被 仰進候通、如元可被 仰出由ニ候旨、両卿書付持参被申聞候、則、右書付写、被越之到来候、(下略)

「仰出」が頻出して煩雑であるが、意味は、此度社家官等復旧の勅旨あるよう、摂政より取計らう様にと、將軍の上意を伝えたところ、所司代はその意を得、「別紙面之趣を以」て、伝奏へ申達し、摂政へ相達し、承知あつて奏聞あり、当地より仰進めの通り、元の通り勅旨が下された旨の、両伝奏よりの書付が所司代へ持参あり、その写が江戸へ到来した、

となろう。この「別紙」こそ所司代が將軍の意嚮として伝奏に示したもので、これが例の乙そのものであったならば、「別紙」として所司代より幕府へ送付する必要は無い訳で、甲と乙は記載内容に微妙な差異があったのであろう。所司代がいま一度関東の返答を得ることに固執したのは、「別紙」の確認を得るためであったことが明らかとなるのである。恐らく、朝廷の面目が立ち、落着きよう所司代の配慮が加えられたのである。かつて、所司代より伝奏へ、禁裏附を通して「此儀於関東及難渋候はぬ様ニ、何分取計可申」の内意を伝えているが、これが実現されたといえよう。

### おわりに

以上、寛延三年の官位御定をめぐって、その内容、位置、背景、影響、批判、更には社司官等の復旧などについて、種々検討を加えたが、更に究明しなければならぬ点も少なくない。しかしすでに紙幅の余裕がなくなつたので、最後に、社家停官等のことが朝幕間の大きな問題となりながら、無事落着いたことの事情、寛延三年の官位御定のその後の状況、今後検討すべきいくつかの問題について若干触れておきたい。

実は社家停任等のことで武家伝奏と所司代の間で交渉がなされている頃、これと平行して朝幕間の大きな問題になっていたことがあった。輪王寺宮附一件である。これは七月頃に起つたもので、輪王寺宮がその附弟に曼殊院良啓親王を定めるにあたり、幕府より朝廷への手続き等に誤りがあり、その処置につき紛糾していたのである。朝廷側では、先格と相違することの事情の釈明を求め、所司代をして「於関東取扱甚危忽ニ而有之候」ことを認めさせ、「豊後守方より先格ト相違候段申遣候ハ、於関東甚取扱も重く相成、罪人も出来可申ト存候、(中略)於豊後守甚難儀候、何とそ宜取計、無為ニ相済候様頼候由也」と云わしめた。

社家停任等のことは、朝廷側が、輪王寺宮附一件のことは幕府側が、「無為ニ相済」むことを望むという背景もあったのである。なお輪王寺宮附一件は、翌年の十二月まで朝幕間で交渉が続けられ、伝奏方への所司代一札の徴収、輪門令旨の書改めのことがあり漸く落着いたのである。

ところで、社家官等の復旧は、寛延三年の「官位御定」のうち、本稿で付した番号でいえば、(1)及び(6)のイ、(7)のウが削除されたということ、その他は厳然と存続したのである。しかも「御定」は厳しく運用された。例えば、宝暦三年(一七五三)四月、竹内民部権少輔惟久が注進の叙任年を誤り停官蟄居を命じられている。中置年数の虚偽が咎められたのである。また、いかなる事情があろうとも中置年数を守らせたことは、聖護院坊官岩坊譽香の例からも窺える。岩坊は、宝暦七年四月二十日、聖護院宮の執奏を以て、先にも法眼を願ひ中置未滿にて取上げられなかつたが、「当秋御門主御入峯ニ付、御用等被仰付候、其上先例多分有之候儀故」という特別な事情があるので格別の御沙汰にて首尾よく勅許あるように願つたが、却下されている。「御定」では法眼は廿五歳以上、中置七年で、岩坊は廿五歳、中置四年であつたからである。いうまでもなく入峯とは聖護院、三宝院の門主が大峯山に登ることをいふ、扈從五百人にも及ぶ一大行事で、その際に僧位僧官が極めて重要な意味を持ったからであらう、入峯の直前の六月十三日また／＼法眼を願っている。しかしこれも、「中置近比之御定ニ未滿候、仮如何様ニ入峯之儀申立候而も、御沙汰ニ難及」として却下されている。なお、岩坊に法眼の勅許があつたのは、中置七年を満す、宝暦十年三月廿六日のことで、申請四度目であつた。

さて、今後の問題としては、朝幕間に於いて重要な役割を担つた輪王寺の存在や、摂政の取計いに不審を抱き勅問衆群議まで開かしめた女院

の存在についても焦点をあてたいところであり、寛延三年の御定のもとになって、律令官制が実体を失いながらも、近世に至るまで存続し、官位授与の主体である朝廷ではこれに改革を加えていたという事実は、極めて重要である。元文三年、地下の輩に同官が多いのでこれを無くし他官への申替がなされたわけであるが、その理由は、当時その実が無いからといってどうして官職の員数に背いてよいことになるか、という論理からであった。実体の有無とは関係なく、朝廷に於いて官位制度の改革が行なわれた以所であり、これが朝威にかゝる重要な問題とされたからであらう。『求玉鈔』所収、寛保三年二月廿三日の注記が付されている、桜町天皇宸翰に、「王威も甚かろく成候事ニ候故、愚身天位之間ハ、如此事一向有間敷候」云々とあり、「玉威」の軽くなることは然るべからずというのが、桜町天皇の意識であったのである。

〔注〕

- (1) 『大日本近世史料 広橋兼胤公武御用日記』一 (東京大学出版会 一九九〇年)。
- (2) 例えば、松平秀治「大名家格制についての問題点―官位制を中心に」(『徳川林政史研究所紀要』昭和四八年度)、宮沢誠二「幕藩制的武家官位の成立」(『史観』一〇一、一九七四年)、朝尾直弘「幕藩制と天皇」(『大系日本国家史』三 東京大学出版会 七五年)、深谷克己「領主権力と武家官位―幕藩制と天皇」(『講座日本近世史―幕藩制国家の成立』有斐閣 八一年)、同「近世の將軍と天皇」(『講座日本歴史』6 東京大学出版会 八五年)、水林彪「幕藩体制における公儀と朝廷」(『日本の社会史』三 岩波書店 八七年)、藤井譲治「日本近世社会における武家の官位」(『国家―理念と制度』京大人文研 八九年)。また、社家、僧侶、職人受領については、宮地正人「朝幕関係からみた幕藩制国家の特質」(『人民の歴史学』四二 七五年)、同「幕末・維新と天皇」(『歴史評論』三二〇 七六

- 年)、高埜利彦「近世の僧位僧官」(『論集きんせい』四 八〇年)、安田富貴子「近世受領考―浄瑠璃太夫の受領を中心にして」(『古浄瑠璃正本集』六 角川書店 六七年)、間瀬久美子「近世の民衆と天皇―職人受領と偽文書・由緒書」(『岡山の歴史と文化』福武書店 八三年)、山口和夫「職人受領の近世的展開」(『日本歴史』五〇五 九〇年)。
- (3) 享保十七年(一七三二)正月より天明元年(一七八一)七月に至る日竝記で、概して儀式関係記事などの外は簡略な記事が多いが、寛延三年の「御定」に関しては『公武御用日記』に見られない記事も多い。
- (4) 一条兼香の日記には本記と別記があり、本記は十五歳の宝永三年(一七〇六)より死去直前の宝暦元年(一七五一)七月までの四十六カ年にわたる大部なもので、原本はすでに失われたが、東京大学史料編纂所に明治三十七年の謄写本二七四冊が存する。別記は寛保三年(一七四三)より延享四年(一七四七)に及び、一九冊が同所に存する。
- (5) 『元文四年中置御定』に合綴。一冊、一四六―一六二四。
- (6) 元文四年及び寛保三年の御定も収載。一冊、一七一―一三三四。
- (7) 東京大学史料編纂所架蔵。元文三年より天明元年に至る官位御定等を載せ、奥に「右一冊者、以関白輔平、所持本書写畢、寛政元年後六月十一日神武百二十世(光格天皇)とある。
- (8) 一冊、四九〇七―一七号。寛延三年の段階のものゝ写で、余白に宝暦十一年頃までの書込がある。
- (9) 一冊、四九〇五―八号。享保より文化に至る御定の写。余白書込に、「此御定書付、宝暦三年正月十七日、撰政、内前公賜之」との記載がある。
- (10) 一冊、四九〇七―七号。藏人留書の抜書で、元文三年三月より文政十三年七月に至る。
- (11) 十二通、四九〇五九―七〇号。青綺門院思召書付写、撰政一条道香返答書付等を含む。
- (12) 『日本古典全集』第六期所収、六冊。うち二冊は、付録・目録および索引。一九六八年自治日報社より全三冊として重版。撰者景文の序文が天保十五年五月朔日となっているが、付録収載の官位御定の記事は、「元文四年官位御定令條」から安政元年十二月十日の記事に及ぶ。前後判りずらい

面もあり、これまであまり注目されていなかった。

- (13) 『兼香公記』寛延三年九月廿四日条。
- (14) 寛保三年九月廿九日の御定。左右近衛権中少将 各八人、同将監・将曹 各二十人、左右衛門・左右兵衛尉志 各十人、と員数が定められた。
- (15) 別に家格としての堂上家名書付がある。清華は転法輪三条以下九家、旧家は正親町三条以下五十四家、新家は起家の年代順(文禄・享保)に櫛笥以下六十六家を記載(史料VIなど)。
- (16) 旧家五十四家のうち、正親町三条、三条西、滋野井、正親町、中山、中御門、中院の七家(史料VIII)。
- (17) 注(15)参照。
- (18) 地下官人等の官位規定については、既に元文四年十月四日の御定があるが、「大外記 官務 撰家親王宮門跡諸大夫 中五年」、「官・外記諸司 中六年、於五位者中七八年」(下略)の如く、中置を定めたにすぎない簡単なものであった。
- (19) 諸大夫旧家は、「一條家難波 近衛家進藤 斎藤、二条家信濃小路、九条家朝山両家、信濃小路、石井」(史料X 寛延三年九月廿八日条)
- (20) 輪王寺の諸大夫はこの対象に含めず、「譜代の初叙は從五位下、取立は初叙正六位下のこと」とされた(史料VIなど)。
- (21) 僧位僧官の規定は、表I参照。
- (22) 坊官旧家は「聖護院岩坊、青蓮院鳥居小路両家、梶井寺家(注略)」(史料X)。
- (23) 元文四年十月四日の「御定」を指す。表I参照。
- (24) 坊官のうち、法眼と法印の間に大きな差をつけ、法眼は大紋の入った指貫を着用することを禁じたもの。
- (25) 『韶房卿記』寛延三年九月廿七日条参照。
- (26) 内閣文庫所蔵『当時官位條目』一冊、一四六―一六九七。近衛家文書四六一七六号。
- (27) 宝永三年九月七日付江戸幕府老中連署奉書。
- (28) 『基長卿記』宝永三年十月十二日条。
- (29) 『徳川禁令考』(一)一三一。
- (30) 下橋敬長『幕末の宮廷』(平凡社『東洋文庫』三五三 一九七九年)
- (31) 『日本隨筆大成』第一期四。
- (32) 『八槐御記』本節、以下特に断らない限り本書に拠る。
- (33) 桜町天皇女御。藤原舎子(関白二条吉忠の女)。元文元年十一月入内(天皇より五歳年長)。寛延三年六月廿五日院号宣下あり、青綺門院と号す。寛政二年正月廿九日崩、七十五歳。
- (34) 『兼香公記』寛延三年九月廿四日条。同日、筑前国神武天皇社神主藤原吉利(廿五歳)も正六位下に叙されている。
- (35) 『玉藻秘記』(『兼香公記別記』六) 寛保三年二月一日条、同(同十一) 延享二年正月八日条など。
- (36) 『通兄公記』延享元年二月五日条、宝曆元年十月四日条。
- (37) 『兼香公記』延享二年二月四日条。
- (38) 『通兄公記』によれば、九条植基は元文三年七月五日の右大将兼官と同時に(十四歳)、九条尚実は延享四年三月二十八日に(三十一歳)、鷹司輔平は宝曆四年正月二十六日の左大将兼官と同時に(十六歳)、官位勅問衆に加えられている。
- (39) 「撰政被仰下官・日野大納言・議奏衆云、此間大典侍被參太后之处、太后被仰云、不依何事公務之事、不可窺太后御気色、若内々雖有申入之人、不可聞食入、然者縦有申触御内意之由人、可為偽之旨者、各可存知此趣云々、」とある。
- (40) 『兼香公記』寛延三年十月五日条。
- (41) 関白や職事あるいは武家伝奏よりの種々の伝達は、各分野別に一定の伝達順が定まっています、これを「次第の伝達」、或いは「順達」といった。この時点の撰家の場合は、一条、近衛、二条、九条、鷹司の順。
- (42) 『内前公記』寛延三年九月二十四日条に、「官位御沙汰ニ付、参内、故院御在世中被定候として、堂上・地下官位之条々数ヶ治定、天下一統難波之義察処也、中ニも天下之社家被止官、坊官呼名被止、蓮花光院・両本願寺・興正寺・仏光寺・専修寺坊官号被止、可称候人旨、是等自今可為迷惑者也、不違毛拳略之、」とあり、既に廿四日の段階で社家停任等のことを知り、難波のこととなることが予想される旨書かれています。『内前公記』の原本を見ると、野線の入った料紙に書かれていて、毎日書継いだ筆致で

はなく、浄書本と鑑るべきものであり、後に書加えられた部分であろう。日記の記事利用の上で注意すべきことである。

(43) 四九〇六八号。

(44) 道香が大いに憤慨し、「摂政之儀ハ、代天子被事行候職ニ而、関白トハ違ハ、左府以下と同様に女院が思召されるのは迷惑である旨を、追て女院両局まで申入れ、女院から「摂政ハ格別之儀ト 思召」旨の返答があるという一幕もあったことが、『公武御用日記』十月廿九日条に見える。

(45) 桜町天皇の諱は昭仁。中御門天皇第一皇子。母は近衛家瀬の女尚子(新中和門院)。享保十三年六月、立太子。二十年三月廿一日、踐祚(十六歳)。同十一月三日、即位。在位十二年二ヶ月で、延享四年五月二日、桃園天皇に譲位、上皇となったが、まだ二十八歳の若さであった。そして三年後の寛延三年四月二十三日、脚氣衝心により三十一歳にて崩御。仙洞御所の名に因み、桜町院と追号された。

(46) 『公武御用日記』寛延三年十月一日条。

(47) 例えば、『通兄公記』元文三年七月五日条、寛保元年六月七日条、同二年二月廿五日条。

(48) 『兼香公記』寛延三年五月六日条など。例えば、「さかりにもならぬ桜をちらしぬるいこまかたけのととのあらしに」、「江戸桜老木の花はちりもせてあたら都のさくらはなかな」、「散はつる名残もおしき御所桜さかりもわかかの三十一字」。なお、「いこま」と「と」は、末期に拝診した医者生駒元説、百々俊悦、「江戸桜」は大御所徳川吉宗を指す。

(49) 『日本随筆大成』第三期二十四、卷一六八。

(50) 『日本随筆大成』第二期八、「十六 桜町院為聖主事」。

(51) 「思うにもまかせぬ世にもいかでかはなべての民の心やすめん」(元文四、六、二十九)、「民すらに哀かけよとおもふぞよ治むる四方の国のつかさも」(延享二、四、二十二)などの歌がある。

(52) 仁和寺所蔵の宸筆般若心経一巻には「大日本国天子昭仁板書」とあり、東山御文庫所蔵宸筆女御尚侍位次御問答一冊には、「人皇百十六代孫昭仁」とある。以上『宸翰英華』一一〇、一〇七七号。

(53) 公事再興が桜町天皇の強い自覚のもとになされたことは、『議奏日次記』

延享三年八月廿一日条の「伝聞、今日撰家衆参集、当時断絶公事再興可相成分、各評議之上取目録献上云々」という記事からも窺われる。

(54) 前掲、下橋敬長『幕末の朝廷』。

(55) 近例とすべきことは、『通兄公記』寛保二年七月一日条にも見える。

(56) 宝曆七年三月七日、自今は堂上小折紙に例書を副えることが正式に定められた(史料X)。

(57) 史料X。

(58) 注(26)参照。

(59) 『京都御所東山御文庫記録』丁二十五、前掲高栴利彦「近世の僧位僧官」。

(60) 『兼香公記』元文四年五月一日条など。

(61) 『兼香公記』元文四年十一月十八日、十九日、廿五日条。

(62) 『通兄公記』元文四年十二月三十日条。

(63) 『玉藻秘記』は『兼香公記別記』(全十九冊)六十二。なお、(4)参照。

(64) 兼香は、元文二年に二条吉忠の後をうけ関白左大臣となり、延享三年二月には太政大臣となる。同十二月に辭職するまで関白内覧の地位にあること十年に及んだ。道香は元文三年八月右大臣となり、四年五月兼香が中風を煩った際に特に内覧の宣旨を受け、兼香の病氣回復後も内覧をつとめ、延享二年三月には左大臣、三年十二月には兼香の後をうけ関白となる。桃園天皇踐祚により四年五月には摂政、宝曆五年二月復辟して関白となり、七年三月辭職した。このように親子二代引統いて執柄をつとめ、しかも期間二十年の長期に及んだのは、前例のないことであった。

(65) 『求玉鈔』は『兼香公記別記』一〇五。因みに寛保三年には、桜町天皇宸翰一七通、同女房奉書九一通、兼香書状五八通、兼香道香連署書状三七通、道香書状九通、その他一一通を収める。

(66) 『通兄公記』寛延三年九月廿五日条。

(67) 平成二年十二月五日に調査を許された際の筆録にかゝる。未公開。

(68) 三宝院良演。延享四年十月二日相統、宝曆十年八月八日寂(十六歳)。

(69) 『兼香公記』寛延三年十二月十七日条。

(70) 『兼香公記』宝曆元年五月四日条。

(71) 蓮如、実如、證如いづれも青蓮院において薙髮得度したが、顕如(天文二十三年八月十二日得度)以後は、本願寺に於て行っている(『本願寺誌要』)。

(72) 『公武御用日記』寛延三年十月廿八日条。同日条に、仏光寺も坊官称号復旧願を提出したが不可とされたことが見える。

(73) 『兼香公記』寛保三年八月廿三日条。

(74) 『公武御用日記』、以下特に断らない限り本書に拠る。

(75) 例えば、興福寺一乗院門跡の諸大夫中沼の初代元知は、もと近衛家の家僕で、近衛信尹と一乗院尊政兄弟の縁により一乗院に付置かれたもので、その後同家は中絶し、天和三年八月再興されるが、これも近衛家諸大夫分として認められたものであった(『基源公記』同天和三年八月九日条)。

(76) 『兼香公記』によれば、所司代を密かに一条亭に招き内談している。武家伝奏も通さず直談となったのは、摂家内の問題である九条家相統一件、及び桜町天皇と一条父子の間で内々進められていた官位制度改革に関することであったこと、議奏より仰遣してはあまりに詳しくなるので、密かに関白より所司代より仰遣するようにとの桜町天皇の勸慮によったためであった。

(77) 九条輔実の三子で、もと随心院門跡堯敞。九条家を相続した長兄師孝・幸教、幸教子の植基、いずれも若死にするにより朝廷紛議の末に寛保三年五月還俗して九条家を相続した。時に廿七歳の時であった。

(78) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』八九(雜留一)。

(79) 『公武御用日記』寛延三年十月十九日条。

(80) 『公武御用日記』宝暦元年十二月七日条。

(81) 『通兄公記』宝暦三年四月十四日条。

(82) 『御用雜記』(陽明文庫所蔵)。

(83) 『兼香公記別記』一。